

会議録
令和2年第1回更別村議会定例会
第4日（令和2年3月17日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件
- 第 3 議案第19号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 4 議案第20号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 5 議案第21号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第22号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第24号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件
- 第 9 村政に関する一般質問
- 第10 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	川上祐明
農業委員会 事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二
書記 加藤 廣衛

書記 高瀬 大輔

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、遠藤さん、2 番、上田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 18 号ないし日程第 7 議案第 23 号

○議長 長 日程第 2、議案第 18 号 令和 2 年度更別村一般会計予算の件から日程第 7、議案第 23 号 令和 2 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。議案第 18 号 令和 2 年度更別村一般会計予算の件から議案第 23 号 令和 2 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号 令和 2 年度更別村一般会計予算の件から議案第 23 号 令和 2 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

3 月 16 日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の審議に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款 1 村税に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。

補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

9 ページを御覧ください。款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人は、予算額 2 億 6,246 万 1,000 円で、前年度比較 1,739 万 5,000 円、7.10% の増となっています。前年の所得状況を見込んで計上しております。

目2法人は、予算額2,654万1,000円で、前年度比較107万円、3.88%の減となっております。前年の法人の所得状況を見込み、計上しております。

項2目1固定資産税は、予算額3億2,814万円で、前年度比較2,348万円の増となっております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額39万8,000円で、前年度比較6,000円の増となっております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、予算額1,246万円で、前年度比較29万8,000円の増。

目2軽自動車税環境性能割は、予算額48万3,000円で、前年度比較35万5,000円の増により計上しております。過去の登録の状況を勘案し、計上しております。

10ページを御覧ください。項4目1たばこ税は、予算額1,831万2,000円で、前年度比較7万2,000円の減により計上しております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款1村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7環境性能割交付金、款8地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、11ページを御覧ください。款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、予算額3,892万7,000円、前年度比較75万2,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2目1自動車重量譲与税は、予算額9,521万5,000円、前年度比較で49万7,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項3目1森林環境譲与税は、予算額366万9,000円、前年度と比較して皆増となっております。温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設され、前年度から譲与が開始されたものでございます。市町村や都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で案分し、譲与されるものでございます。

12ページを御覧ください。款3項1目1利子割交付金は、予算額57万9,000円、前年度比較1万5,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページを御覧ください。款4項1目1配当割交付金は、予算額87万円、前年度比較15万8,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページを御覧ください。款5項1目1株式等譲渡所得割交付金は、予算額73万7,000

円、前年度比較で12万3,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

15ページを御覧ください。款6項1目1地方消費税交付金は、予算額6,446万7,000円、前年度比較で265万3,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案するとともに、前年10月に地方消費税率が改められたことに伴う交付金の増額分を見込み、計上しております。

16ページを御覧ください。款7項1目1環境性能割交付金は、予算額を1,132万円、前年度比較468万6,000円の増となっております。前年10月に自動車税環境性能割が導入されたことに伴い、課税主体である北海道が税込から徴収に要する経費に相当する額を控除した額の100分の47を市町村道の延長面積等に応じて市町村に交付するものでございます。前年の交付実績を勘案し、計上しております。

17ページを御覧ください。款8項1目1地方特例交付金は、予算額118万円、前年度比較47万2,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。なお、前年度消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、幼児教育の無償化に要する地方負担分を措置するために交付された子ども・子育て支援臨時交付金140万5,000円は皆減となっております。

項2減収補填特例交付金、目1自動車税減収補填特例交付金は、予算額162万2,000円、前年度比較25万4,000円の増となっております。令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減することとされており、これによる環境性能割交付金の減収分が補填されるものでございます。

目2軽自動車税減収補填特例交付金は、予算額5万円、前年度比較2万4,000円の増で、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減することとされていることから、これによる軽自動車税環境性能割の減収分が補填されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款2地方譲与税から款8地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款2地方譲与税から款8地方特例交付金までを終わります。

款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページを御覧ください。款9項1目1地方交付税は、予算額19億2,000万円、前年度比較5,000万円の減となっております。説明欄、普通交付税は17億9,000万円で、前年度比較6,000万円の減により計上しております。基準財政需要額の公債費のうち過疎対策事業債償還費で前年度と比較して8,512万3,000円の減少が見込まれることから、減額により計上するものでございます。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合

いの額として交付されるもので、過去の交付実績を勘案し、計上しております。

19ページを御覧ください。款10項1目1交通安全対策特別交付金は、予算額78万5,000円、前年度比較で3万3,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金を終わります。

款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページを御覧いただきたいと思います。款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算額4,971万5,000円、前年度比較714万3,000円の増となっております。道営畑総担い手育成事業更別第2地区分担金で795万1,000円の増により計上しております。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算額1,237万6,000円、前年度比較286万5,000円の減となっております。保育所入所者費用徴収金は、前年度比較270万5,000円の減により計上しております。なお、前年度教育費負担金において計上いたしました指導主事共同設置負担金685万9,000円は、本年度指導主事の配置が中札内村となりますことから皆減となっております。

21ページを御覧ください。款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算額1,738万4,000円、前年度比較122万円の増となっております。定住化促進住宅使用料、各種施設使用料及び村有地使用料過去の実績及び使用料の見直しに伴う増収を勘案して計上しております。

22ページを御覧ください。目2民生使用料は、予算額1,427万1,000円、前年度比較138万6,000円の減となっております。福祉の里総合センター給食部門利用料は、生活支援ハウス入居者、診療所入院患者等の給食利用料で、過去の実績、入居状況、入院状況を勘案し、87万円の減により計上しております。

目3衛生使用料は、予算額30万1,000円、前年度比較1万4,000円の増となっております。火葬場、墓地の使用料を計上しております。

23ページを御覧ください。目4農林水産使用料は、予算額1,043万3,000円、前年度比較241万5,000円の増となっております。牧場入牧使用料を入牧希望頭数調査の結果と使用料の見直しに伴う増収を見込み、計上しております。

目5土木使用料は、予算額7,626万3,000円、前年度比較64万円の増となっております。道路占用使用料などの土木管理使用料、公営住宅等の住宅使用料を計上しております。

目6教育使用料は、予算額407万5,000円、前年度比較147万1,000円の増となっております。更別幼稚園延長保育料は、延長保育料の見直しに伴い、147万9,000円の増により計上しております。

項2手数料、24ページを御覧ください。目1総務手数料は、予算額173万5,000円、前年度同額で、戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しております。

目2衛生手数料は、予算額1,122万9,000円、前年度比較440万1,000円の増となっております。畜犬登録手数料、一般廃棄物処理手数料等を計上しております。本年度よりし尿処理手数料435万2,000円を新たに計上しております。

目3農林水産手数料は、予算額7万2,000円、前年度比較1万1,000円の減となっております。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 1点だけちょっと質問させてください。

農林水産使用料、23ページの牧場使用料で価格の改定と頭数の増が見込まれると、頭数希望を取ったからなのでしょうけれども、その内容をもう少し詳しく。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 牧場使用料の関係ですけれども、昨年年末に毎年行っております入牧要望調査行った結果、本年につきましては268頭の要望があるということで、昨年使用料20円上がったところですが、それとこの頭数の増加によって計算の結果、241万5,000円の増額となったところでございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 20ページの款11分担金及び負担金の項2負担金、目1民生費負担金のところなのですが、ここ学童保育所入所者費用徴収金、保育所入所者費用徴収金、歳出では増額になっているのですが、歳入ではここが去年と比べて減額になっているところをもう少し詳しく説明いただけたらと思います。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今の中で、今太田議員言われたとおりなのですが、今回歳入につきましては一応想定の中で78名を想定して、ちょっとそのところとは違っているのですが、歳入として78名の想定で今回計上させてもらっているところでございます。そこでの差が出てございます。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ここでは78名になっていて、歳出のときの金額とはちょっと違うということで理解していいのですか。歳出のときのおよその人数と、歳入のときの徴収する人の

金額が下がる、人数が違うという解釈なのでしょうか。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 解釈的には、今想定ということで、そのときとの差が2名出てございますが、考え方としてはそのような話になろうかと思います。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ちょっと今のところはあまり理解できないのですが、予算査定する上で恐らくこの人数でこの人数ということは、歳出と歳入の子どもの人数というのは当然同じではなければいけないと思うのですが、その辺の考え方はどのように持ったらよろしいのでしょうか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変失礼しました。

今回の部分でございますが、実は6月の補正で障害者の2単位分の職員の配置というのが昨年なかったのですが、今年は当初から人員確保ができて、この部分が見られているということでの内容でございます。そのことによって歳出がふえているということでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 改めてちょっと確認させてもらいたいのですが、まず保育所の面ではゼロ歳から2歳までの無償化によってある程度金額が減るのかなということは理解できました。学童保育所については、当初歳出では令和2年度は69人を見込んでいるという話があったのが歳出のときの話でしたよね。歳入のときに40人の見込みといったところのまず考え方を教えていただきたいのが1つ。

今学童の面で障害者云々ということをおっしゃっていたのか。保育園というところでおっしゃっていたのか、その辺もよく分からなかったなので、障害者の面ももうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副 村 長 太田議員のご質問に対してお答えいたします。

学童保育所への歳出の説明時にお話ししました90名というのは施設の最大収容人数の値でございます。今回歳出の見込みでは40名1単位として計算することになっているのです。それで、2単位ということで80名ということで計上しております。歳入につきましては、実際に過去の実績等を勘案しまして、今の現状の数字と合わせ、78名ということで算定しているものでございます。そこで数字が合わないということが生じるわけでございます。

それと、この運営事業の委託料につきましては、今年度は歳出で障害児受入れ強化推進事業を計上しております。これは、昨年度は当初予算では人員が確保できずに計上していなかったものが6月に補正で計上しておりましたけれども、今回は当初分から人員が確保できたということで新たに計上して、その分が反映されているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 21ページ、使用料の関係でお伺いさせていただきます。

総務使用料の中の備考欄に、定住化促進住宅の使用料ということで19万4,000円の計上をしております。それで、昨年の当初予算が34万8,000円ということの計上をしております。この質問については、昨年の予算措置の中で地域協力隊のある程度の地域おこしというか、そういうものも含めてこの定住化促進に取り組むのだという、まずご説明が1点ございました。プラス、定住促進に向けてPRパンフレット等の作成も含めて強固に進めるのだという趣旨のご説明もいただきました。その中で、同僚議員も一般質問等も含めてしておりましたけれども、定住化促進に向けてという意味の中で減額をしなければならない。説明の中では、実績、使用料等の見直しによって改定しているという説明もありましたけれども、どうもこの計画を見ると、村が定住化に向けて推進しようという意思と実態とあまりにもかけ離れているというか、実態が伴っていないのではないかなというように、どうしても認識を持ってしまうのですけれども、その点の押さえ方についてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問の関係ですけれども、まず1点、当初予算の関係につきましては、昨年度定住化促進住宅の利用については新栄町の住宅の1戸分、それから昭和区の定住化促進住宅1戸分、それからお試し住宅の分ということで34万8,000円を計上しております。本年度につきましても同様の計上の仕方ではあるのですけれども、入居の期間が定住化住宅についてはそれぞれ期間満了を迎える方がいらっしゃるということで、金額については減額というふうになっているところでございます。

定住化に向けての取組ということにつきましては、ただいまご指摘ありましたとおり、地域おこし協力隊の活用、あるいは移住定住促進事業という中で移住フェアへの出展であったり、PRというようなことで努めてきたところでございます。そういった取組の中で、実際に移住フェアであればいろいろな多数の方に本村の状況を説明させていただいたりというようなことで、十勝合同の中で取り組んで参加していたところでございますけれども、そういった取組で本村の発信をしてきております。

また、移住に関する協力隊につきましては、空き地・空き家バンクの関係ですとか、お試し住宅の対応ですとか、また令和元年度についてはお試し住宅も民間賃貸住宅を活用した中で活動を広げつつ進めているところでございます。もう一点、協力隊の活動としては、空き地・空き家バンクの対応というようなことで一般質問の中でもお話しさせていただいておりますが、空き家がなかなか実態に反して活用されにくいような状況ということで、所有者の方の意向ですとか、そういったもの、それから活用したい方が農村部の空き家を求めたりですとか、そういったこともありまして、協力隊についてはそういった、庁舎内にいるばかりではなくて、地域の中で活動して情報収集するといったようなことにも努めているところでございます。そういった中で移住、定住対策については進めているところでございます。

以上です。

○議長 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 ただいま種々ご説明いただきましたけれども、ちょっと気になるのは、定住促進化住宅の使用料が私は主体的な質問をさせていただいているわけなのですが、基本的に今当初予算、しつこいようですけれども、昨年の予算が多分満度の見方していると思うのです。定住化促進の住宅の使用料として 34 万 8,000 円、マックスとは言いませぬけれども、それなりの全住宅を使うという、貸し出すという条件で多分計画していたと思うのですよ、想定しているのですよ。それが来年の令和 2 年度については 19 万 4,000 円しか見ていないということを僕は問題視しているのです。というのは、当初の見込みと一緒に同様な考え方で使用料を設定しているのであれば、当然満度に入る。お試し体験も含めて今推進しているわけですから、その分の予算計上していかなければならないと私は思っているのです。

ところが、今令和 2 年に期間満了、いわゆるお試し期間等も含めた定住化の含めたものが期間満了によって退出されるという多分理論なのでしょうけれども、私はここまでお試しも含めていろんな部分をやっている、定住化促進も含めて強固に推進しているという前提がありながら、もっと計画も含めて、きちっとお試しも含めて定住化に向けての推進といえますか、強力な推進が図られるべき計画であってほしいという要望もあるのですけれども、その点がちょっと反映されていないのではないかというふうに判断しているのですけれども、その点、理論はいいけれども、きちっとやるのだったらやっていくという形の姿勢を見せていかないと、住宅が古いだとか空き家がどうのこうのって、それはあくまで

も協力隊の一事業としての、業務としての一環でありましょうけれども、私が強く思っているのは定住化をどうしていくかというのが前提であって、やっぱり強力に進めるべきだというふうに判断しているものですから、その点の押さえ方ちょっと甘いのではないかという判断をしているのですけれども、いま一度きちっとやるのだったらやるという部分を示していかないと、住宅が古いからどうのこうのとかという、あくまでもそういう理屈ではなくて、定住化に向けた対策が住宅も含めて悪いのであれば、やっぱり直していかなければならないだろうし、改善していかなければならないだろうし、せっかくそういうもの、定住化促進のための住宅を用意しているわけですから、その部分の取り進め方というのをもう少し明確にきちっと説明をするべきだし、計画案も立案すべきだというふうに思っていますけれども、その点の回答をしっかりとお願いいたします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問ありました部分ですけれども、ご指摘のとおり、今の入居者の方の期間満了後の部分というのは、予算上は組んではない部分でございます。ただ、その後、やはり定住化住宅ということで用意しているわけでございますので、入居に向けては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、住宅の老朽化というような問題もありまして、現在お試し住宅として2戸のうち1戸、新栄町の住宅については活用しておりますけれども、その部分本年度については、今後お試し、これまでお試しからなかなか定住に結びついていないというような状況もありますので、今後の活用について十分に検討していった中で、また民間賃貸住宅の部分もお試しとしては継続していきますので、そういった中で今年度については検討しながら進めてまいりたいと。また、定住化住宅については、満了を迎えた方のその後の入居者の確保に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 基本的に、やはりそういう定住化に向けての、定住といいますか、お試しも含めて定住促進のための村としての住宅を用意しているわけですから、そういう部分についてもう少し明確に、検討する、検討するではなくて、もう何年もたっているわけですよ。定住促進のための旧普及所の住宅や何かは、古いのは分かっているわけです。その中で、毎年毎年回答としては検討します、検討しますではなくて、一つのアクションとして、定住化に向けた対策の一要因としてやっぱりアクションを起こすべきだと思うのです。それが今これお試しも含めて、お試しも1戸入っているという部分ありますけれども、それが使える使えないの判断を今しているのであれば、検討するというよりも、もう余地ないのではないですか、検討の余地ないのではないのですか。何か改善対策を令和2年度に向けて打ち出すべきではないですか。それが本来の計画案ではないですか。

もう何年これ同じ論議していますか、同様の論議ずっとしているのですよ。そして、アクション起こします、アクション起こします。ソフト面も含めて私が一例として出したけ

れども、基本的に協力隊のPRも含めて、これがどんどん、どんどん推進していったら、定住化に向けてお試しも含めてやっていくのだと言ったばかりですよ、去年。それを住宅が、僕は家賃がどうのこうのではないのです。この根底は、やっぱり定住化促進に向けてどれだけ具体的に村がアクション起こせるか起こせないかなのですよ、問うているのは。それが今後検討します。住宅は使えません。そういう理論ではないです、はっきり言いまして。その点しっかり改善も含めて取り組むのだという姿勢で説明していただかないと納得いかないのですけれども、その点しっかり説明してください。

○議長 長 西山村長。

○村長 今安村議員さんのご指摘ですけれども、この定住化促進住宅の使用料につきましては、今入居されている方の8月以降の部分について、この部分について計上ということもあるのですけれども、今入居されている方々の部分で当初予算としてはのせるのがふさわしいということでのせております。決してそれ以降を住宅、定住促進の事業をやらないということではありませんし、入居者もその部分でも使用していくということであります。

今お話のありましたところですが、定住化促進住宅あるいは空き家等の地域おこし隊、安村議員さんおっしゃるとおり、数年前から議員の皆さんや住民の方からご指摘をされております。農村地区の住宅の改修事業、あるいは新しいパンフレット、あるいは東京に行って本州でのいろんな形でのPRということに努めておりますし、その部分については総合計画、あるいは今度出ます新しい戦略の部分もそうですけれども、含めて毎年ソフト面、ハード面についてはしっかりと努力をしているところであります。その部分はいささかも手を抜いているわけでもありませんし、その部分が重要ではないというふうには思っておりません。したがって、今年度もそれぞれ定住化促進、あるいはその部分含めましてしっかりとアクションを起こして施策として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料を終わります。

款13国庫支出金、款14道支出金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25 ページをお開きいただきたいと思います。款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、予算額 8,004 万 6,000 円、前年度比較 3,146 万 7,000 円の減となっております。児童手当負担金は、対象児童の減少により 248 万 2,000 円の減により計上しております。なお、前年度計上しておりました子どものための教育・保育給付費負担金 2,643 万 9,000 円は、計上科目を項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金に改

めたことから皆減となっております。障害者介護給付費等負担金は、前年度比較 307 万 6,000 円の減で、主に短期入所、就労継続支援B、就労移行支援に係る負担金が減額となっております。

目2衛生費国庫負担金は、予算額 19 万 8,000 円、前年度比較 8 万円の増となっております。児童保健事業費負担金を計上しております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算額 4,529 万 3,000 円、前年度比較 1,057 万円の増となっております。社会保障・税番号制度システム整備補助金は、自治体中間サーバープラットフォームの次期システム構築などに伴い、376 万 7,000 円の増により計上しております。また、地方創生推進交付金は、680 万 3,000 円の増により計上をしております。

目2民生費国庫補助金は、予算額 7,014 万 1,000 円、前年度比較 5,576 万 3,000 円の増となっております。子ども・子育て支援交付金は、前年度比較 894 万 4,000 円の増により計上しております。地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、学童保育所分、障害児受入れ強化推進事業、利用者支援事業基本型運営費分が増額となっております。子どものための教育・保育給付費交付金は、前年度項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で計上しておりましたものを本年度より本科目において計上することに改めたことから、皆増となっております。26 ページをお開きください。説明欄、子育てのための施設等利用給付費交付金は、預かり保育事業分として延長保育料、特別保育料の2分の1の額を新たに計上しております。

目3衛生費国庫補助金は、予算額 161 万 6,000 円、前年度比較 48 万 9,000 円の増となっております。本年度新たに風しんの追加対策事業費補助金を計上しております。

目4土木費国庫補助金は、予算額 1 億 453 万円、前年度比較 1,149 万 2,000 円の増となっております。社会資本整備総合交付金は、曙団地公営住宅の建設に伴う公営住宅整備事業で 888 万 2,000 円、公営住宅改修事業で 81 万円、公営住宅家賃対策事業で 180 万円の増額となっております。

目5教育費国庫補助金は、予算額 2,434 万円、前年度比較 1,209 万 1,000 円の増となっております。節1小学校費補助金、節2中学校費補助金、それぞれにおいてICT整備事業補助金を計上したことにより増額となっております。

27 ページを御覧ください。目6農林水産業費国庫補助金は、予算額 2,268 万 1,000 円、前年度比較 467 万 9,000 円の増となっております。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で 513 万 7,000 円の増により計上しております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額 27 万 4,000 円、前年度比較 10 万 1,000 円の増となっております。自衛官募集事務委託金等を計上しております。

目2民生費委託金は、予算額 136 万 7,000 円、前年度比較 6 万 4,000 円の増となっております。国民年金事務委託金、特別児童扶養手当事務委託金を計上しております。

28 ページを御覧ください。款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予

算額 4,789 万 1,000 円、前年度比較 1,342 万 8,000 円の減となっています。前年度計上しておりました子どものための教育・保育給付費負担金 1,244 万 7,000 円が計上科目を項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金に改めたことから皆減となっております。障害者介護給付費等負担金は前年度比較 153 万 8,000 円の減で、主に短期入所、就労継続支援 B、就労移行支援に係る負担金が減額となっております。

目 2 衛生費道負担金は、予算額 9 万 9,000 円、前年度比較 4 万円の増となっております。児童保健事業費負担金を計上しております。

項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金は、予算額 1,717 万円、前年度比較 25 万 8,000 円の減となっております。地域政策補助金 150 万円は、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業に係る道負担分を新たに計上したものでございます。森林環境保全整備事業補助金は、176 万 2,000 円の減となっております。

29 ページを御覧ください。目 2 民生費道補助金は、予算額 5,339 万 3,000 円、前年度比較 3,340 万 2,000 円の増となっております。子ども・子育て支援交付金は、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、学童保育所分、障害児受入れ強化推進事業、利用者支援事業基本型運営費分が増額となっております。多子世帯保育料軽減支援事業費補助金は、対象世帯の増加に伴い 144 万 8,000 円の増となっております。子ども・子育て支援事業費補助金 197 万 6,000 円は、事務費分として新たに計上しております。子どものための教育・保育給付費交付金 2,042 万 4,000 円は、計上科目を改めたことから皆増となっております。

目 3 衛生費道補助金は、予算額 261 万 6,000 円、前年度比較 17 万円の増となっております。乳幼児医療費補助金等を計上しております。

30 ページを御覧ください。目 4 農林水産業費道補助金、予算額 1 億 3,042 万 8,000 円、前年度比較 140 万 1,000 円の減となっております。環境保全型農業直接支払交付金は 172 万 2,000 円の減、多面的機能支払事業補助金は 241 万 9,000 円の減により計上しております。節 2 林業費補助金は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金を計上しております。

項 3 委託金、31 ページを御覧ください。目 1 総務費委託金は、予算額 780 万 6,000 円、前年度比較 323 万円の減となっております。節 1 総務管理費委託金で公害防止事務委託金、土地利用規制等対策委託金を、節 2 戸籍・住民基本台帳費委託金で人口動態調査事務委託金、旅券事務委託金を計上しております。節 3 徴税費委託金は、道民税徴収委託金を計上しております。節 4 統計調査費委託金は、5 年ごとに行われる国勢調査に係る委託金 225 万 7,000 円を新たに計上しております。節 5 選挙費委託金で前年度計上いたしました北海道知事北海道議会議員選挙、参議院議員選挙に係る委託金は皆減となっております。

目 2 衛生費委託金は、予算額 4 万 3,000 円、前年度比較 6,000 円の減となっております。浄化槽設置届出等事務委託金を計上しております。

目 3 農林水産業費委託金は、予算額 144 万 6,000 円、前年度比較 11 万 7,000 円の増となっております。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金等を計上しております。

32 ページを御覧ください。目 4 商工費委託金は、予算額 542 万 6,000 円、前年度比較 104

万円の減となっております。駐車公園管理委託金は、105 万 5,000 円の減により計上しております。

目 5 土木費委託金は、予算額 9 万 2,000 円、前年度比較 3,000 円の増となっております。建物調査委託金等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款13国庫支出金、款14道支出金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款13国庫支出金、款14道支出金を終わります。

この際、午前11時20分まで休憩をいたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款15財産収入、款16寄附金、款17繰入金、款18繰越金、款19諸収入、款20村債に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33 ページを御覧ください。款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、予算額 658 万 4,000 円で、前年度比較 6,000 円の減となっております。土地貸付収入、建物貸付収入、物品貸付収入を計上しております。

目 2 利子及び配当金は、予算額 65 万 3,000 円で、前年度比較 113 万 7,000 円の減となっております。財政調整基金積立金預金利子は、積立て額の減少、定期預金利率の低下により、前年度比較 32 万 5,000 円の減となっております。そのほかの基金においても、多くは定期預金利率の低下により前年度と比較して減額となっております。

34 ページを御覧ください。項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入は、予算額 798 万円で、前年度比較 210 万 1,000 円の減となっております。前年度計上いたしました宅地分譲地売払収入 702 万 5,000 円は、宅地分譲地の完売により皆減となっております。

目 2 物品売払収入は、予算額 340 万 1,000 円で、前年度比較 12 万 9,000 円の増となっております。間伐材等の売払いに係る収入で、売払いの実績を勘案し、増額としております。なお、前年度北海道内 7 空港の民間委託に伴い、村が保有する帯広空港ターミナルビル株式譲渡代金 97 万 4,000 円を残余財産分配金として計上いたしましたが、これは皆減となっております。

35 ページを御覧ください。款 16 項 1 目 1 寄附金は、予算額 1,600 万円で、前年度比較 564 万円の増となっております。ふるさと納税を含む寄附金を計上しておりますが、現在

利用しておりますふるさと納税の総合サイトふるさとチョイスに加え、楽天ふるさと納税、さとふるを新たに利用することにより 500 万円程度の増収を見込むものでございます。

36 ページを御覧ください。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、予算額 2 億 3,181 万 8,000 円、前年度比較 3,104 万 6,000 円の増となっております。財源不足額を補うために計上しております。

目 2 ふるさと創生事業基金繰入金は、予算額 1,500 万円で、ふるさと創生事業の財源として前年度同額により計上しております。

目 3 協働のまちづくり基金繰入金は、予算額 200 万円で、協働活動経費の財源として前年同額により計上しております。

目 4 村有林野基金繰入金は、予算額 294 万円、前年度比較 373 万 9,000 円の減となっております。村有林整備事業の財源として計上しております。

目 5 農業振興基金繰入金は、予算額 1,264 万円、前年度比較 4,202 万 5,000 円の減となっております。新規就農者支援事業、農業振興補助金、道営事業負担金、明渠排水事業、畜産クラスター事業の財源として計上しております。明渠排水事業分が前年度と比較して 4,149 万円の減となっております。

目 6 福祉基金繰入金は、予算額 6 万 3,000 円、前年度比較 6 万 8,000 円の減となっております。高齢者在宅福祉サービス事業の財源として計上しています。

目 7 こども夢基金繰入金は、予算額 50 万円で、こども夢基金事業の財源として前年度同額により計上しております。

目 8 公共施設等整備基金繰入金は、予算額 1 億 2,051 万円、前年度比較 594 万円の減となっております。村営住宅改修事業、村営住宅整備事業の財源として計上しております。前年度学校施設改修事業の財源として 660 万円を計上したことから、減額となっております。

目 9 寄付金管理基金繰入金は、予算額 1,325 万円、前年度比較 339 万円の増となっております。前年度に頂いた寄附金を全額繰り入れ、寄附された方が指定する事業の財源とするものでございます。

37 ページを御覧ください。款 18 項 1 目 1 繰越金は、予算額 5,000 万円で、前年同額により計上しております。

38 ページを御覧ください。款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、目 1 延滞金は、前年度と同額の 2 万円で、村税延滞金を計上しております。

項 2 目 1 預金利子は、前年度と同額の 10 万円で、歳計現金の預金利子収入を計上しております。

項 3 貸付金元利収入、目 1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、前年度と同額の 5,000 万 5,000 円を計上しております。

目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、前年度と同額の 1,620 万円を計上しております。

項 4 受託事業収入、目 1 民生費受託事業収入は、前年度と同額の 4,000 円で、介護保険

事務委託金を計上しております。

目2衛生費受託事業収入は、予算額238万2,000円、前年度比較115万3,000円の増となっております。後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しております。高齢者健診に歯科健診を追加したことから、増額となっております。

項5雑入、目1滞納処分費は、前年度と同額の1,000円で、滞納処分収入を計上しております。

39ページを御覧ください。目2弁償金は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

目3違約金及び延納利息は、予算額1,000円で、前年度比較24万7,000円の減となっております。契約上の違約金等を計上しております。

目4納付金は、予算額43万5,000円で、前年度比較11万円の増となっております。雇用保険料納付金を計上しております。

目5雑入は、予算額824万8,000円で、前年度比較1,135万2,000円の減となっております。前年度3年ごとに行われる北海道市町村職員組合に対する普通負担金と事前納付金との精算に伴い、退職手当組合事前納付金精算金1,000万円を計上していたことによるものでございます。

41ページを御覧ください。目6過年度収入は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

42ページを御覧ください。款20項1村債、目1学校教育施設等整備事業債は、予算額1,330万円で、皆増となっております。GIGAスクール構想校内ネットワーク整備の財源として、本年度新たに計上しております。

目2緊急防災・減災事業債は、予算額7,420万円で、皆増となっております。北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備事業360万円、とかち広域消防事務組合更別支署による水槽付消防ポンプ自動車購入事業7,060万円を計上しております。

目3過疎対策事業債は、予算額2億5,340万円で、前年度比較9,170万円の増となっております。道営事業ソフトで280万円、橋梁改修事業で550万円、村道整備事業で6,900万円の増、村史編さん事業520万円、どんぐり公園遊具更新事業230万円、歯科診療所医療機器等整備事業1,540万円は、本年度新たに計上しております。

43ページを御覧ください。目4臨時財政対策債は、予算額8,086万8,000円で、前年度比較961万8,000円の減となっております。令和2年度地方財政対策によれば、臨時財政対策債の総額は3兆1,398億円で、前年度比較1,171億円、3.66%減額されており、発行額は前年度を下回るものと想定しております。前年度学校施設アスベスト対策改修事業の財源として計上いたしました教育福祉施設等整備事業債1,710万円は、事業終了により皆減となっております。

44ページを御覧ください。自動車取得税交付金は、制度の廃止に伴い廃款となり、前年度計上いたしました1,183万3,000円は皆減となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款15財産収入から款20村債までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ページ数でいけば34ページになるかと思うのですが、財産売却収入のことでちょっと聞きたいと思います。

昨年は宅地分譲の部分で予算計上あったのですが、今年はその部分がないということで科目計上されておられません。そこで、2つほど確認したいのですが、まず1点目なのですが、従来から市街地の誘導というようなことで村有地の売却、一般に向けて売却していきたいのだということで説明されてきたと思うのですが、そういった用地があるのかどうか。要するに多分希望者があまりいなかったから、村有地の売却が進まなかったと思うのですが、実際に誰か希望者がいたとしたら、空いている村有地を売却する場所があるのかどうかということがまず1点です。

それから、今回新しくコムニ団地のほうで宅地分譲されるということで予算計上されております。そこで、私も従来からちょっと言っているのですが、昔以前、今年は多分調査設計でしたよね、予算計上しているのは。調査設計をかける前に、売れる場所が2区画あるのですよね、ご承知かと思うのですが。その部分が今の計画では令和3年でなかったら売らないというような、ちょっと情報があるものですから、なぜそれが今宅地がないと言われている中でその2区画を売却できないのか。そこは、何ら整備する必要性は全くないと思うのです。売ろうと思ったらいつでも売れるような宅地なものだから、なぜそれを、ほかの25区画ですか、それと併せて売らなければならない理由がそこにあるのかどうか、緊急性があるというふうな判断から、ぜひ新年度で売却も含めてやっぱり検討すべきでないかということで質問させていただきたいと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問ですが、1点目の村有地の遊休地の件ですが、過去にこれまで幼稚園の宅地分譲ですとか、そういったところは市街地の遊休地を活用というようなことで小規模な分譲を進めてきたところでございます。幼稚園の分譲地の部分の完売というようなところで、その売れ行きを見ながら更別市街地の遊休地で活用できそうなところということで何か所か確認をしたところでございます。その中で、1か所については更別小学校の南1線挟んで反対側、畑のほうの土地ですが、そちらについては下水道の区域からちょっと外れるというようなことで、十分な準備期間が取れないというようなことで見合わせたところでございます。あと一か所は、元の診療所跡地、市街地の中心部ということになりますけれども、そちらについても何区画か、5区画程度の数は取れるところであるのですが、庁舎内部で土地利用会議ということで協議してきた中では、分譲するに当たってはさらに工事費がかかるであったり、場所的にもう少し検討を要するのではないかと、将来的な活用という部分も含めて検討が必要ではないかということで見合わせた経過がございます。そういった中で、遊休地の活用がなかなか進め

えられなかったというような経過がございました。

2点目のご質問ですけれども、現在新年度予算で提案させていただいております分譲地につきまして、すぐ活用できる部分が2区画あるというようなお話ですけれども、それについてはご指摘いただいたとおりかなということで考えてはおります。ただ、実際にそこだけ先行して販売するというようなことになった場合、単価設定というようなところで、新たに分譲を考えている場所についての販売する期間が非常に近いタイミングの中でこちらについては幾ら、こちらについては幾らというようなことで差が出たときに購入された方に関してどういうふうにお考えになるか、受け取るかというようなところあるのですけれども、その単価設定の部分で一体とした中で設定を考えていきたいというようなところで、販売についても同じタイミングで令和3年の春を目指していきたいというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今説明で言っている意味は分かるのですけれどもね、私も含めて今まで団地造成に関しては、かなり移住、定住も含めて大切なことだから即やりなさいよと言ってきた中で、やっと今ここに団地造成ができるということで、一般質問の中で言わせていただきましたけれどもね、大変遅くに失したというような感じで本当に残念に私は思っているところなのです。団地造成を進めてくれと言っている中で、先ほど1点目の質問だったのですけれども、要するに市街地の宅地があるから市街地に誘導しなければならないから、そこをまず優先するのだという説明ずっとしてきたと思うのです。今話を聞くと、実際に売るところは、それは候補はあったのでしょうかけれども、実際には売ることができなかったということなのでしょう。ということになると、今ゼロなのですよ、要するに。だから、その空き地の2区画については即売りなさいということなのでしょう。

今の説明で単価設定ができないなんていうこと、そんなことあり得ません。ということとは、今現在考えればいいのです。今の部分とこれから売り出そうという分、なぜ今考えられないのですか。要するに売例がありますから、今までの。いろんな団地があるわけだから、そして実際にそのコムニ団地もあるわけだから、そこで来年まで待たなければならないという、単価が設定できないというのは私はちょっと納得できないのですけれどもその辺どうでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問ですけれども、確かに売例はもちろん参考といいますか、積算に当たっての参考にはしてまいりたいと思います。一方、実際に積算するに当たっては、かかった道路であったり水道であったり、工事費というものを加味していくことになりますので、そういったものの積み上げというのが必要になってまいります。そういったことから、先ほどのお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 確かに一般の民間でしたら、今の答弁で当然だということになるのでしょう。ただ、今村がやっている部分に関しては、要するに公共性なのです。移住、定住を進めていく上で、やはりそれが必要だということなのです。今までいろんなところで団地造成やってきました。多分調べていただければ分かると思うのだけれども、今多分2万前後で売るような形になるのだと思うのですけれども、実際にかかっている金額なんてものはそんな金額では全然できていませんよ。道路つけたり、下水道、水道、要するに基盤整備です。当然それは、村はそこで仮に赤字になったとしても、要するに人口増対策のためにやっているのだという、そういう話なのです。だから、今そこで単価が設定できないなんていうことにはならないということを私は今言っているのです。その点、多分担当ではちょっと無理だと思いますので、村長にひとつその辺伺います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのご指摘のとおりで、何回か私も宅地造成に関して、団地造成もそうですけれども、自分としてはこれは本当に大変申し訳なく、この間何度も村有地等々、あるいは住宅建設希望者がいるにもかかわらず、そういう団地の分譲、あるいは民間住宅、そして公営住宅すらも満員だったと。これは、素直に私も申し訳ないということで、自分としては私の失政に値するぐらいに大変申し訳ないというふうに思っています。でありますから、昨年取得した部分については、急ピッチといいますか、来年3月というふうに思っておりますけれども、これはでき次第分譲を開始というのですか、いろんな方法あると思いますけれども、最大限のスピードでやっていただくということで、現在診療所の部分とか更別小学校のところがありますけれども、なかなかそういうところでの、いろんな土地利用会議の過程とか経過とかがありますけれども、なかなかそういうことができないような状況でありましたので、今上田さんのご指摘の部分ありますよね、その部分についてもできるだけ状況ができ次第分譲には踏み切りたいというふうには考えております。決して令和3年度に同時に、単価とかいうこともありますけれども、その分も含めてということではなくて、状況を加味して速やかに、宅地を欲しがっている方がたくさんおられますので、分譲に本体も含めて着手をしまいたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 ページ数は35ページです。歳出のほうでも質問させていただきましたけれども、非常に難しいというか、更別の特産品だ、何だかんだということで難しいのは分かるのです。分かるのだけれども、一つの予算ですから、最大限努力するのだという、やっぱりそういう思いなければ僕は駄目だと思うのです。ご承知のように、歳出のときにもちょっと質問させていただきましたけれども、隣だったら今幾らになっているのですかって言われたら、私ども恥ずかしくて言えませんよ、この金額では。だから、本当に職員も含めて、我々も含めてなのでしょうけれども、総意でもって、これはせめて1億円という

か、億単位の歳入で何とかならないかなというような感じで、これは言いつ放しでは私も駄目だと思っているのです。だけれども、そういった努力がやっぱり必要なのだということで、僅か幾らですか、前年と比較したら 600 ぐらいですか、増えているのは。これではいかにも寂しいものですから、今年何とかしてでもこういったことをやっていくのだという一つの思いというか、考え方言っていただきたいなと、私はそう思います。努力の結果としてこうなるのだったら仕方ないですけども、もちろん努力していないとは言いません、今まで。ただ、ほかの町村もやれているわけだから、現実には。うちも品はないのは分かるのだけれども、何かの形があるかと思うのですけれども、その辺考え方があれば、もう一度お願いしたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 現状を考えると、1 億円というのはなかなか難しい数字だと思います。歳出のときにもお答えしましたが、インターネットで寄附の申込みできる総合サイト、それを 3 つに増やして増収を図るというお話もしましたが、それに加えて返礼品の内容を検討するということは新年度に行うこととしておりますので、今この新年度の予算で 1 億円というのは、それはちょっと現状難しいと思いますので、さらに翌年度の予算で 1 億円計上できるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田さんのご指摘もとてもであります。これまでに何回となく、ふるさと納税についてはご指摘を受けてきましたし、皆さん方のご指導も受けています。私は、村長になったときから、地方交付税とか様々な形で減額されてきている状況の中で、やっぱり自由に自主財源として使える財源をきちんと獲得するというのが村の健全化の財政につながるということを私自身は強く思っております。したがって、この間数年間にわたりふるさと納税の増額、あるいはそれに対する工夫。最初は、本当に 1 品、2 品でスタートしておりました。議員さんからご指摘のとおり、これで集まるのかという話がありましたし、特産品の種類も増やす、そして通販サイトもなかなか拡充されておりました。昨年の秋に楽天の本社に行ってきました、そしてその中でふるさと納税の部分で何とか協力してもらえないかというようなお話をきて、今回そういうふうに参加をしていただいた企業さんもおられます。やはりこちらから行かないとそういうふうな事業展開も図れませんし、某会社によりますと実際にはセールスに行きましたと、数年前ですか、十数年前ぐらいですか、分かりませんけれども、始まったとき。しかし、おたくの村で断られましたという話も実際聞いています、担当者が。そういうことでは本当にふるさと納税を増やして自主財源を増やすということにはならないと思います。

したがって、今できることは、本当に自主財源、健全財政を確保するという観点から見れば、これは本当に決意を持ってこの財源をきっちり確保していくということが必要でありますし、そのことについては私今年本当に、毎年本気ですけども、本当に不退転の決

意でこの部分はしっかりやるのだということで職員挙げてやっていきたいと思っていますし、また新たに企業版ふるさと納税が入りました。これたくさんの方が地方創生の関係で企業さん、あるいは進出されてくる方も4月からおられます。熱中の関係でもたくさんそういう関係者おられます。ぜひともその部分で村おこし、村のいろいろな産業発展のためにお力をお貸しいただくということで、私は身を粉にして企業版ふるさと納税、そしてふるさと納税については、他町村と比べるわけではないですけども、少なくとも村の未来に向かって、そういう自主的な財源、自由に使える財源というのですか、そのものを増やしていくということが今この村にとって本当に喫緊の課題であるというふうに感じておりますので、来年度しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款15財産収入から款20村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、継続費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、継続費について補足説明を申し上げます。

5ページをお開きください。款2商工費、項1商工費、事業名、すもも特産品開発振興事業、総額で46万7,000円、年割額は、令和2年度11万5,000円、令和3年度35万2,000円としているものでございます。

以上でございます。

○議 長 第2条、継続費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、継続費を終わります。

第3条、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 第3条地方債につきましては、6ページをお開きください。第3表、地方債でございます。起債の目的は学校教育施設等整備事業債、限度額は1,330万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は年3.0%以内でございます。償還の方法は、政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができるものとするものでございます。緊急防災・減災事業債、限度額は7,420万円、起債の方法、利率、償還の方法は、学校教育施設等整備事業債等と同様でございます。過疎対策事業債、限度

額は2億5,340万円、起債の方法、利率、償還の方法も同様でございます。臨時財政対策債、限度額8,086万8,000円、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。失礼いたしました。利率は年3.0%以内（ただし金利見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）とするものでございます。起債の総額で限度額は4億2,176万8,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長 長 第3条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで第3条、地方債を終わります。

○議長 長 一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 ページ数は185ページに関連すると思いますけれども、本年度の職員の勤務状況、特に土日に出勤された方が多く見られたものですから、下の管理人事務所で出勤簿みたいのを確認しますと、かなり偏ってはいますけれども、土日の出勤が多いという部分が見られます。それぞれの課で違いはあるとは思いますが、これは仕事量が多いのか、それとも職員数が少ないのか。その辺に関係する部分もあると思うのですが、令和2年度には、今働き方改革って大変言われている中、やはり行政としてもその辺はきちんとリードしていく部分があると思いますので、令和2年度からそういう部分に対して、職員の執行体制というか、その辺をどう進めていくか、一言お願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 土日の出勤ということでございますけれども、各課において様々な業務がございますので、業務の性格上どうしても土日に出勤しなければならない課もございますし、単純に時間外勤務ということで土日に出勤している職員もいると思います。基本的には時間外勤務をできるだけ少ない形で職務を遂行するということは常に考えなければいけないことでございますし、業務の都合上、土日に勤務をしなければならないという場合は基本的に1週間に2日、週休日が与えられることとなりますので、それを振り替えるという制度になってございますので、土日に勤務した場合は別な日休むと、そういう制度になっているということでご理解いただきたいと思います。

今与えられた職務を今いる人間で職務をこなさなければならないのは、これは現実でございますので、それは限られた人数で効率的に職務が遂行できるように常に努力をしなければならないということと時間外勤務をできるだけ少なくするという取組を進めて

いかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今制度上の説明、それはごもっともだと思うのですが、実際というか、現実を見たときには、これはちょっと偏りもあると思うのですが、土日の出勤、あるいはちょっと言いづらいのですが、いろいろ上部の職員になると動員をかけられる部分もあると思うのです。これがあまり続くということは、よろしくないというか、悪い言葉で言えばブラック化してしまう部分もあるので、これからの新しい職員の採用、有能な職員は採用していく部分においても、更別村はその辺はきちんとして働きやすい職場ですよというアピールも必要な面もあると思うので、今後その辺はきちんと対応していくことが必要だと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 何回かこの部分については織田議員さんも含めご指摘を受けております。今現在事務改善ということで、最初は行革についての検討がなされて、その継続で事務改善に取り組んでおります。これは、効率的な仕事というのですか、作業分担、あるいはいろんな部分についての適切な人員配置等も含めてしっかりと検証して、その上に立って改善できるところは改善していくという取組を行革の延長線上として今取り組んでおります。今ご指摘のあった人員配置の件、あるいは残業、土日の出勤等、これは本当に少なくしていかなければいけないというふうに思っていますし、適切な人員配置の下に効率的な仕事と住民サービスをしていくというのが行政にとって求められている部分でありますし、今ご指摘があった働きやすい職場であるとか、現実問題として定数がありますけれども、私自身は村長になってから、決められた定数というのがありますけれども、思い切って人員を増やさなければいけない分野については、今新しく地方創生とか、いろんな部分で出てきております。

喫緊の課題も人口減少、高齢化の部分でも対応しなければならない部分が出てきます。その部分はしっかりと検討して、現実には例えば増員するとか、採用の範囲を今臨職の方とかいっぱいおられますけれども、そういう部分で社会人枠を設けるとか、そういう工夫をしながら適切な行政運営ができるように、執行運営ができるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、今のご指摘をしっかりと受け止めて行政運営に当たっていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今村長の答弁の中に、更別村事務改善計画、執行方針の中に一部書いてあったと。それについて詳しく説明をお願いします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 事務改善計画ですが、行政改革の一環ということで議論を進めてきた

内容を計画の形でまとめたものでございます。これに基づいて、組織の見直し、定数管理、それから健全財政の取組といったものを進めていくことにしているものでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 そのとおり言われますと、組織の見直し、定員の改善、もう一点何でしたか。要するに今無理がかかっているから、改善命令が国から来たと、そういう理解でよろしいのですか。違うのですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 国から指示されて取り組んでいるものではなくて、行政改革の一環ですので、効率的な組織の在り方ですとか、定数管理、それから健全財政の取組といったものは常日頃日常的に取り組まなければならないもので、それを事務改善計画の形として明らかにして、それに基づいて取り組んでいこうと、そういうものでございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 実は後ほど一般質問で働き方改革も含めて、あまりここで発言したくなかったのですが、一般村民も僕もそうなのですから、不思議に思うことがあります。村長は1期目に、厳しい意見で困りますけれども、子育て応援課を独自でつくりましたと、教育委員会がありますと。それで、僕らの理解は、保育園と、それから幼児は子育て応援課、それで教育委員会はそれから上と、先生の管理も含めて。ところが、この間教育長も村づくり懇談会で、私もそちらをあれをしていますというような挨拶があったので、そうなのだと。僕として見れば、教育委員会は独立をしている。村長部局でなくて、予算も含め、行動も、もちろん教育委員さんもありますし、法律変わって教育委員長も、そういう席を置かなくていいようになったから、つながりというか、この予算審議の中でも非常に1つごとに答弁に窮しているのを見ると、議員側から見ると意思の疎通が図られていないし、例えば4人いる教育委員さん、教育長がその頭でしょうけれども、例えばどういう、例えば3歳以下の保育所は教育委員会の管轄でないと、赤はしょうがないにしても、そういう理解に立ってしまうのですけれども、教育長、どういうつながり。単純に考えてください。どうして答弁調整するときに、それは責めているわけじゃなくて、お互いのつながりってどうなっているのですかということ。もし教育長が発言あれば、どうぞ。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 村長部局と教育委員会のつながりはどうなっているのだというお話でございます。教育委員会制度の改正がありまして、教育総合会議というのが村長の招集でもって行われます。そこでもって教育行政の在り方について協議をして、進めているところでもあります。幼稚園、要するに幼児教育の部分のつながりというのは、教育委員会としては離れない部分もありますので、これまでも教育局から指導主事に来ていただいて、各幼稚園、それから上更別幼稚園のほうの教育に関わる指導をしていただいているところもあります。全く教育委員会が幼児教育と離れているということではなくて、関わりのある部分

につきましてはきちんと対応していくというようなつながりを持っているところであり
ます。

以上でございます。

○議 長 4 番、松橋さん。

○4 番松橋議員 今の説明では、全く関わっていない、大事なところだけは関わっていると、そういう理解でいいのですか。そういうふうに関こえましたよ。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 大事なところだけという、その分けがちょっと私は分からないのですけれど教育委員会とすれば当然幼児教育に係る分につきましては、これは進めていかなければならないということで、今回の教育行政執行方針の中でもお話しさせていただいております。あくまでその運営に関わる部分につきましては子育て応援課で進めておりますけれども、教育に関わる部分につきましてはきちんと対応しているところであります。

以上でございます。

○議 長 4 番、松橋さん。

○4 番松橋議員 そういう答弁になるのでしょうかけれども、例えば単純に僕ら考えているのですけれども、どんぐり保育園の入園式とか運動会には教育委員さんは参画をしていません。呼ばれていないでしょうから。幼稚園には教育委員さんは行っています。単純にそこで線引いていると考えていいのですか。僕は、せっかく一生懸命やっている教育委員さんがどうのこうのという発言はしませんけれども、そこで線を引いていいのですか。教育とか幼児教育とか、全て教育ではないのですか。僕はそう思っているのだけれども、小学生も3歳児も同じ教育だと思っているのですけれども、どうも線を引いているように見えるのですけれども、どうですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんのお話で幼保一元化の問題の話、保育指針と幼稚園要領が全く3歳以上の部分については文言全て同じようになった。ただ、うちの村の特徴としては、それぞれのアタックの仕方というか、そういう部分はそれぞれの歴史とか伝統とかあるので、基本的にはそういう部分では保育園であっても幼稚園であっても、これは教育をつかさどり保育をつかさどるということについては松橋議員さんのお通りであります。先ほどの答弁に窮したとかという、大変申し訳なく思いますけれども、その部分は学童保育所とか保育所の運営に関わった部分で子育て応援課が所轄している業務でありますので、その部分についてはしっかり答えなければいけませんし、即答できるような状況でない、これは本当に大変申し訳なく思っておる次第であります。基本的に子育て応援課については子育て支援ということで、更別版のいわゆる包括子育て支援センターですか、そういうものを設立しながら、学齢期に至るまでしっかりと家庭、あるいは妊産婦の方、そして子どもたちを支援していくということで、その部分についてはしっかり連携を取りながら、教育委員会と連携を取りながら進めているという状況であります。全体としては、やはり子

育てに関わっては幼児教育というよりも、学齢期の前の子どもの発達支援とか、そういうような部分も含めましてしっかりと考えていくということで、総合教育会議を私が主催するわけですが、その中で教育委員さんとの意見交換、あるいは施策の部分についてのご意見、ご指導を賜りながら、今そういうような行政を進めているところであります。

以上であります。

○議長 長 2 番、上田さん。

○2 番上田議員 63 ページの、私聞き漏らしたのか、ちょっと分からないものですから、あえてまた聞かせていただきたいと思います。

派遣職員負担金で 1,050 万計上しているわけなのですが、この中身がどういうふうになっているのか。そこら辺ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 この派遣職員の負担金ですが、北海道に派遣の要請をしております、この派遣の決定がなされた際には……

(何事か声あり)

○総務課長 失礼しました。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 失礼しました。

62 ページにあります地方創生推進交付金事業の中の派遣職員負担金ということでございまして、これにつきましては現在取り組んでおります生涯活躍のまち構想、CCRC 事業の中でのコーディネーターという位置づけでございまして、その派遣に関わる負担金ということで予算計上したものでございます。

以上です。

○議長 長 2 番、上田さん。

○2 番上田議員 すみません、私も勘違いしていました。そしたら、コーディネーターの関係の負担金ということで、これは理解できました。

今総務課長がちょっと言いかけた部分、私もそこをちょっと聞いたかったのですが、どこにこれ計上されたのか、ちょっと確認できなかったものだから、説明願いたいなというふうに思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 大変失礼をいたしました。

ページ数で 51 ページでございます。事業名、(4) の総務管理一般事務経費なのですが、節 18 負担金補助及び交付金、ここの総務関係負担金の一番下に派遣職員負担金とございます。こちらが北海道に職員の派遣を要請しております、これが決定された際には、協定に基づいて勤勉手当、管理職手当については村が負担することになっております。基本的にほかの人件費については道が負担するのですが、勤勉手当と管理職手当についてはこの負担金として支払いを行うと、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今説明あったのですけれども、村としてはどのような立場の人を要望しているのかということも、管理職って今ちらっと言いましたので、管理職になると思うのですけれども、村としては管理職の人を要求して、そして配置までは要らないですけれども、要するに村としてはこういう人を職員として派遣していただきたいのだということで多分考え方あると思うのです。その辺ちょっと言っていたきたいなと思います。配置の場所ではなくて、要するに管理職かどうか。

○議長 長 西海副村長。

○副村長 課長相当職ということで道には要望したところでございます。課長相当として派遣が決まったということでございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 上田議員の今の質問、先ほどのC C R C関連の質問とちょっと関連するのですけれども、派遣職員の負担金の1,050万円でC C R Cコーディネーターとおっしゃったのですか。私C C R Cの件に関しては、コンサルティング業務委託料に830万円で全てそういったコーディネーター、全てのコーディネートという形での委託金ということで捉えているのですけれども、そのほかに新たに何かかかっている金額があるのか、それとも前年度から3年計画の中でもとともにかかっていたものなのか、併せて説明いただきたいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 コンサルティング業務委託料の830万ということで、これまで業務委託をしております青年海外協力協会、J O C Aへの委託ということでまず計上してございます。それにつきましては、これまで運営しておりますC C R Cの推進協議会の運営支援でありましたし、今後事業計画をまとめていくに当たっての例えば施設運営に際しての計画の作成ですとか、取りまとめというところで委託料を計上しているところでございます。一方で、これまでの計画、構想を進めていく中で運営連絡会というものの、事業を主体的に進めていく団体の皆さんがありますけれども、そちらをリードする役と、それから今年度事業計画をしておりますけれども、老人保健福祉センター交流拠点施設の中でごちゃまぜを生み出す場の形成ということで、現在就労の場を想定しておりますカフェを計画しておりますが、それらを含めたコーディネート役ということでの予算をこちらの派遣職員負担金という形で組んで計上しているものでございます。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 そういったことで、その派遣職員に関しての歳入の内訳、ざっくりでもいいのですけれども、どこか交付金が出てやるのか、それとも何かその財源、歳入について、そのこの部分の歳入についてちょっと教えていただければと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 歳入に関しましては、国庫補助金の中で、予算書でいきますとページ数 25 ページとなります。先ほど申し上げました委託料、それから負担金ともに地方創生推進交付金の事業の中で進めておりますので、こちらの総務費補助金、地方創生推進交付金の中に 4,120 万 3,000 円の内訳として 2 分の 1、国からの交付金、また残り 2 分の 1 については交付税措置といった中で事業を計画しているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに全体を通してありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午後 0 時 17 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和 2 年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、229 ページに国民健康保険運営協議会委員の報酬についての給与明細書を添付しておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

それでは、歳出から説明させていただきます。214 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、予算額 509 万 2,000 円、前年度比較 117 万 7,000 円の減額です。主なものは、説明欄 (1)、総務一般事務経費で、節 12 委託料で国保の保険者の都道府県単位化により令和 2 年度よりレセプト点検を北海道国民健康保険団体連合会で行うこととなったため、79 万 8,000 円を減額し、また去年は節 17 備品購入費でレセプト用パソコンの更新を計上していましたが、終了したことによる 41 万 9,000 円の皆減が主な要因となっております。

目 2 連合会負担金は、予算額 38 万 1,000 円、前年度比較 1 万 3,000 円の減額となっております。

215 ページをお開きください。項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費です。予算額 23 万 4,000 円、前年度比較 18 万円の減額であります。主なものは、説明欄 (1)、賦課徴収事務経費で、節 18 負担金補助及び交付金で十勝市町村税滞納整理機構負担金が滞納預け入れ額の減額により 18 万 3,000 円減額したことが要因となっております。

項3運営協議会費、目1運営協議会費は、予算額40万円で、前年比較3万7,000円の減額となっております。

216 ページを御覧ください。款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費につきまして、予算額2億6,098万4,000円、前年比較2,103万5,000円の増となっております。平成30年度より過去3か年の医療費の給付実績などを勘案して北海道で推計したものを予算計上しております。

目2療養費、予算額179万3,000円、前年度比較64万8,000円の減額です。

目3審査支払手数料は、予算額97万1,000円で、昨年度と同額を計上しております。

なお、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費は、対象者がいなくなったため、計上を取りやめております。

項2高額療養費、目1高額療養費、予算額2,783万6,000円、前年度比665万1,000円の増となっております。

217 ページをお開きください。目2高額介護合算療養費は、予算額10万円で昨年と同額を計上しております。

なお、先ほどと同じく、退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費は、対象者がいなくなったため、計上を取りやめております。

項3移送費、目1移送費は、予算額5万円、前年度比較4万9,000円の増額でございます。昨年度移送費が発生したことに伴い、本年度より増額計上し、発生時に対応してまいります。なお、退職被保険者等移送費は、対象者がいなくなったため、計上を取りやめております。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、予算額630万円、前年度と同額を計上しております。15名の出産を見込んでおります。

218 ページを御覧ください。項5葬祭諸費、目1葬祭費は、予算額30万円、前年度同額を計上しております。

続きまして、219 ページをお開きください。款3国民健康保険事業費納付金は、北海道が決定した納付金を納めるもので、項1医療給付費、目1医療給付費は予算額1億4,491万7,000円、前年度比較36万1,000円の減額です。

退職被保険者医療給付費は、対象者がいないため、道から納付請求がありません。

項2後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金等は、予算額4,686万4,000円、前年度比較493万1,000円の増額となっております。こちらも退職被保険者後期高齢者支援金等は、対象者がいないため道からの納付請求がないため、皆減しております。

項3介護納付金、目1介護納付金は、予算額1,804万4,000円、前年度比較244万9,000円の増額です。40歳以上65歳未満の介護の第2号被保険者分として納付するものでございます。

221 ページをお開きください。款4共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1共同事業拠出金、予算額1,000円で、過年度精算分が発生した場合の科目存置として計上してお

ります。

222 ページをお開きください。款 5 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金、目 1 財政安定化基金拠出金は、胆振東部地震で局地激甚災害指定を受けた 3 町に対し、不足する保険料相当額を北海道の財政安定化基金から交付したことにより、交付相当額を国、道、構成市町村、全道 179 市町村で 3 分の 1 ずつ負担するために拠出するものです。

223 ページをお開きください。款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は、予算額 461 万 6,000 円で、前年度比較 86 万 3,000 円の増となっております。説明欄（１）、特定健診・特定保健指導事業、節 12 委託料の特定健康診査委託料において、健診受診人数の実績を基に算出するとともに、人間ドックの枠が拡大されたことに伴い 100 万 1,000 円を増額しており、特定保健指導の委託料においても実績に応じて 31 万 4,000 円を増額しております。また、昨年は節 17 備品購入費で特定健診システム、国保データベースシステムで使用しているパソコンのＯＳの保守期限切れに伴うパソコン更新費用 27 万 6,000 円を計上しておりました。

続きまして、項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費は、予算額 94 万 2,000 円、前年度比較 41 万 4,000 円の増です。説明欄（１）、保健衛生普及事業、前年度比較 42 万 5,000 円の増額は、節 8 旅費の普通旅費で 9 万 5,000 円の増で、一般会計で行っていた保健師の特定健診等に関する研修を本会計で行うこととしたため、追加したものです。

224 ページを御覧ください。節 18 負担金補助及び交付金で、北海道自治体情報システム協議会負担金 35 万円を新規に追加しています。健康かるてというシステムを導入し、健診情報、指導情報等の履歴を一元管理するために導入するものでございます。

目 2 疾病予防費、予算額 51 万 2,000 円、前年度比較 3 万 5,000 円の増となっております。前期高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種負担金で、接種者の増によるものでございます。

続きまして、225 ページをお開きください。款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、予算額 1 万 2,000 円、前年度比較 1 万 8,000 円の減額でございます。定期預金利率の低下によるものでございます。

226 ページを御覧ください。款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金は、予算額 25 万円で、前年度比較 25 万円の減です。実績を考慮して計上しているところです。

目 2 退職被保険者等保険税還付金は、予算額 5 万円で前年度と同額です。本年度に被保険者はおりませんが、過年度分の還付のために計上しておるところです。

目 3 一般被保険者還付加算金は、予算額 1 万円で前年度と同額です。

目 4 退職被保険者等還付加算金は、予算額 5,000 円で、これも前年度と同額を計上させていただいております。

項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金で、予算額 3,115 万 5,000 円、前年度比較 271 万 7,000 円の増額です。説明欄（１）、直営診療施設勘定繰出金、節 27 繰出金で、227 ペ

ージをお開きください。へき地診療所分で年間診療実日数の取り方を、補正予算のときも説明いたしましたが、入院患者がいる場合休日も診療日とするとされることとなっているため、今回増額としたものとなっています。

続きまして、項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、予算額1,000円として前年度と同額を計上しております。

228 ページを御覧ください。款9予備費、項1予備費、目1予備費につきましては、予算額895万1,000円で、前年比較81万3,000円の増として計上しております。

以上、歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定の歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、事業勘定の歳入についての補足説明させていただきます。

207 ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、予算額1億9,168万9,000円、前年度比較2,216万9,000円の増となっております。所得推計により、増額計上しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、予算額3,000円となっております。前年比較20万7,000円の減額で、本年度は被保険者がいないため、滞納繰越分のものを科目存置として計上しております。

208 ページをお開きください。款2一部負担金、項1一部負担金、目1一部負担金は、予算額1,000円です。前年度比較1,000円の減額ですが、災害等により窓口で一部負担金を支払うことができない被保険者から後日村が徴収するために設けた科目で、科目存置として計上しております。

続きまして、209 ページを御覧ください。款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、予算額3億463万2,000円、前年度比較2,477万4,000円の増です。節1普通交付金は、前年比較3,212万6,000円の増額で、歳出の款2保険給付費分が交付されております。節2特別交付金は、前年度比較735万2,000円の減となっております。激変緩和措置としての2号分交付金が952万5,000円の減額、それと特別調整交付金のへき地診療所分の71万7,000円の増額が主な要因となっております。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、前年度と同様1,000円を計上しております。これも歳出で説明しました激甚災害等で保険税の徴収が困難となった場合に北海道で造成している財政安定化基金から不足分を貸付け交付を受けることになるため、科目存置として計上しております。

210 ページをお開きください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金

は、予算額1万2,000円、前年度比較1万8,000円の減額で、財政調整基金の預金利子ということで、定期預金の利率の低下に伴い、減額で計上しております。

211 ページを御覧ください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額2,659万9,000円、前年度比185万円の減額となっております。この要因として、節1保険基盤安定繰入金の説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は前年度比較30万8,000円の減額、保険基盤安定繰入金保険者支援分は前年度比34万8,000円の減額で、いずれも対象世帯、人数の減によるものです。節2出産育児一時金等繰入金は、出産数15件と推計し、その3分の2相当分を繰り入れるもので、前年度と同額です。節3財政安定化支援事業繰入金は、前年度に普通交付税で措置された額を推計し、計上するもので、科目存値として1,000円を計上しております。節4その他一般会計繰入金、前年度比較119万4,000円の減額で、事務費分で140万7,000円の減、特定健診分で21万3,000円の増ということで、差引きで119万4,000円の減となっております。昨年は基金繰入金813万8,000円を計上しておりましたが、納付金の財源として国民健康保険税と特別交付金で賄えることから、今年度の繰入れは取りやめております。

212 ページをお開きください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、予算額10万円で、前年度と同額計上でございます。

213 ページを御覧ください。款7諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、予算額6,000円で、前年度と同額です。

目2加算金は、予算額2,000円で、これも前年度同額計上としております。

項2雑入、目1雑入は、予算額73万円、前年度比較20万9,000円増額しております。説明欄の特定健康診査受診料20万9,000円の増が主なものです。

目2療養給付費等負担金、予算額1,000円で、前年度と同額計上でございます。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の分でありまして、廃目とさせていただいている次第です。

以上で国民健康保険税特別会計事業勘定の歳入の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 事業勘定の歳入について補足説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ページ数では207ページの国民健康保険税についてちょっと伺いたいと思います。

先般の村長の村政執行方針では、全道統一されていることから、要するに標準課税に向けて今現在検討中で、財政シミュレーションを考えてやっていきたいというようなことが村政執行方針には出ておりました。そこで、今一つの考え方として、私何回も質問しているのですけれども、全道統一ということになれば資産割の部分、要するに固定資産割です。あの部分が外れるというような考え方なのだろうというふうには私なりに思っているのですけれども、そういうことで今検討しているのかどうなのかということがまず1つ。

それから、そのことによって、そのことによってというか、検討した結果、いつからそれを実施していきたいというか、一つの方向性です。令和2年度で検討する、財政シミュレーションを考えるとすることは、令和3年度からそれを実施していくというのかなという部分があるのです。

それともう一つ、これ3点目です。多分税の法改正、税の条例改正になっていくと思うのですけれども、5月か6月ぐらい、毎年だったらやっているのですけれども、その辺の考え方、そこに反映させれるのかどうなのか。要するに令和2年度で検討していったら令和3年度から、それから今回の税率も含めて5月なら5月にそういったことも考えるのかどうなのか。今まで3.7%というのはずっと十数年間続いてきたものですから、その部分も反映させるかどうなのか。

この3点についてちょっと聞きたいと思います。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険税であります。更別村は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式となっていますが、国の方針として資産割は廃止して、所得割と均等割、平等割、できれば5対5、悪くても6対4という形でということで指導があります。それで、本村としてもその導入に向けてやっていきたいなというふうに考えております。

2点目で、そのやる時期ですけれども、令和2年度中にちょっと検討しまして、令和3年度から激変緩和という形で毎年資産割を下げて所得割のほうに振り替えていく、もしくは平等割と均等割を見直して先ほど言った応能、応益割合をそちらに近づけていくという形でやっていきたいなと思っております。

条例改正ですけれども、条例改正に関しましては、所得の確定を待ってやりたいということで、やはり5月もしくは6月の議会で行っていくというように考えております。

以上でございます。

○議長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今大体分かりましたけれども、私は以前から言っていますけれども、要するにここでの考え方というのは、今入っている人方が税額として幾ら納めるのだということで、目的税なのですよね。ということは何言っているかというと、税を取り過ぎたことによって、税だけではないと思うのですが、国から来る金だとかいろいろありますから、あれですけれども、税金を取り過ぎて、それを繰越金もしくは基金に積立てするというのは相互扶助の観点からいったらちょっと合わないのかなということで、去年の場合当初は1億6,900万、一応予算計上していたのですけれども、補正でもって1億8,000万までいきましたよね。それから比較すると1,000万ぐらい、去年の予算から見たら上回ってきているというような状況だと思うのです。だから、できれば私としては、税率を若干でもいじれるものがあるとするならば、いじったほうがいいのかというふうにはちょっと思っているものですから、その辺の可能性というか、基本的な考え方だと思うのだけれども、その辺はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 平成 30 年度からの制度改正におきまして、歳出の款 3 国民健康保険事業費納付金、国保税はこれの財源とするということになっておりまして、来年納める額が 2 億 982 万 5,000 円、それに対して国保税が 1 億 9,169 万 2,000 円ということで、一応まだ少ないという形になっております。この部分については、道支出金による 2 号分交付金、これ激変緩和措置分等がありまして、そちらを当て込んでいくという形で、その財源を全て賄っていくという形でございます。それで、道の納付金につきましても、先ほど見ても分かりますとおり、700 万近くが毎年上がってきているということで、それに応じての税額設定になるかと思われませんが、決して取り過ぎた分を基金に積み立てるとかなんかということとはしないように税額の設定は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳出についての補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の 241 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、予算額 2 億 5,081 万 4,000 円で、前年度比較 243 万 7,000 円の減です。説明欄 (1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守・管理・点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで予算額 1,570 万 3,000 円です。主なものとしましては、節 10 需用費、燃料費において重油単価の値上がりにより 59 万 1,000 円の増、国保診療所修繕費において令和元年度は夜間通用口のオートロックシステムの整備、非常用蓄電池の交換などを行ったことにより 43 万 5,000 円の減としています。令和 2 年度は、外来待合室、病棟ダウンライトの安定器の修繕を予定しています。節 11 役務費、手数料、非常用発電機点検整備料において内容を見直し、毎年の保守業務と 2 年に 1 度オイル交換と試験運転を行うこととし、14 万 3,000 円の減としています。242 ページをお開きください。説明欄 (2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、予算額 20 万 5,000 円です。節 10 需用費、村有建物修繕費で、医師住宅において軒天の天板が腐食している部分がございます、修繕を行うことを予定しております。説明欄 (3)、総務管理経費は、職員 11 名分の人件費であり、9,089 万 3,000 円です。詳細につきましては、251 ページから 256 ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。243 ページをお開きください。説明欄 (4)、総務一般事務経費は、パート、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、旅費、村長交際費、事務用消耗品費、通信費、医療用衣料クリーニング料、医療業務委託料、医療業務システム使用料、各種負担金などで予算額 1 億 3,200 万 7,000

円です。主なものとしましては、令和元年度までの臨時職員の賃金が令和2年度よりパートタイム会計年度任用職員における報酬、期末手当、費用弁償となり、月額報酬の改定、期末手当の支給率が変更されたことにより52万円の増、節11 役務費、手数料、クリーニング料において近年の状況を鑑みて10万6,000円の減としています。244ページをお開きください。節12 委託料、医療業務委託料は、医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名の派遣を受ける経費と医師確保育成協力費を含むものでございます。令和2年度は、医師4名のうち、専攻医2名が交代となります。家庭医療学センターにおいて同業他院における医師で役職者の報酬を鑑みて報酬の改定が行われたこと、令和元年度は医師4名のうちの2名が医師3年目と5年目の方が配置されていましたが、令和2年度は医師4年目と7年目の方が配置されることから98万9,000円の増となっています。説明欄(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、令和元年度まで準職員賃金等としていたものから変更になったものでございます。医療事務職員2名分の給料等に係る経費であり、予算額1,200万6,000円です。

目2 車両管理費、説明欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費で予算額21万7,000円で、前年度比較18万円の減です。令和元年度は公用車の車検整備の年であったことによるものです。

246ページをお開きください。款2 医業費、項1 医業費、目1 医療用消耗器材費、説明欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費で、予算額565万円で、前年度比較7万2,000円の増です。

目2 医薬品衛生材料費、説明欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費で予算額960万円で、前年度と同額です。内訳は、休日及び時間外診療の患者処方用及び入院患者用の内服、外用薬、注射薬で720万円、予防接種ワクチンで240万円を見込んでいます。

目3 医療管理費は、予算額1,055万5,000円で、前年度比較56万6,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料が主なもので、予算額749万円です。節12 委託料、X線装置保守点検委託料は、令和元年度に設備更新したことにより1年間保証期間があるため、45万5,000円の減、自動血球計数CRP測定装置保守点検委託料を新規計上したことにより14万9,000円の増、247ページに移りまして、検査・診断等委託料では、患者の疾病に伴う血液や尿、便、喀たんなどの検査解析に係る委託料を近年の状況により98万5,000円の増額としています。説明欄(2)、医療機器借上経費は、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費で予算額306万5,000円です。

目4 寝具費、説明欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費であり、予算額56万8,000円で、前年度比較1万1,000円の増です。単価の上昇による増です。

目5 医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費が主

なもので、予算額 1,322 万 5,000 円で、前年度比較 522 万円の減です。節 17 備品購入費で 542 万 2,000 円の減です。電子カルテ用パソコン、心電計、自動小型分包機、骨密度測定装置、検査データビューアソフトの購入を予定しております。

項 2 給食費、目 1 給食費、説明欄（１）、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費で予算額 278 万 4,000 円で、前年度比較 3 万 1,000 円の減です。

249 ページをお開きください。款 3 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、説明欄（１）、長期償還元金は 2,887 万 5,000 円で、前年度比較 60 万円の増です。平成 22 年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済のほか、令和元年度に行った X 線撮影システム、除細動器の更新による分が追加になっております。

目 2 利子、説明欄（１）、長期償還利子は、予算額 29 万 5,000 円で、前年度比較 10 万円の減です。なお、詳細につきましては、257 ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

250 ページをお開きください。款 4 予備費につきましては、予算額 10 万円で前年度と同額です。

以上で歳出の補足説明を終わります。

○議 長 これで診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2 番、上田さん。

○2 番上田議員 244 ページの 1 段目の業務委託料のことなのですが、9,500 万です。30 年度は 9,000 万、31 年度で 9,400 万、今年はやや 100 万上がってきているわけなのですが、北海道家庭医療学センターのほうと、本当に更別の医療は充実しているということで大変ありがたく、本当に頼もしいと思っているのですが、それはそれとして、一つの考え方をちょっと聞きたいのですが、要するに上がったり下がったりするのはお医者さんと技師の方の年齢だとか、勤務年数だとか、いろんなことで上がったり下がったりするということは分かるのですが、変な言い方しますが、相当高い方が 4 名来られたときに、村としてそれに対応し切れるのかどうかということがまず 1 点あります。それで、更別だけでなくてほかの、北海道家庭医療何とかセンター、ちょっとあれですけれども、センターのほうでは北海道でもやっていると思うのですが、そういった他の町村との連携をしながら、要するにコスト削減と言ったらいいいのでしょうか、どの時点で天井があるのか、負担金の中で。そういった話合いはどこまでされているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 医師現状で 4 名おります。山田所長のほか、もう一名の医師につきましては更別に来て 10 年ということでございますが、あと 2 人につきましては家庭医を育てるといいますか、そういった意味合いも協定の中にございまして、1 年ないし 2 年で交代し

ている医師でございます。現状でそれ以上の何年以上ということを申し上げることはできませんけれども、相当のベテランの医師が4名ということは想定していないところでございます。

医師の限度といたしますか、委託料の上限というところでは、北海道家庭医療学センターと締結しております医師等の出向契約におきましては、出向者の賃金については家庭医療学センターの賃金規則を適用し、委託者である更別村が負担することになっております。村としては、このことを受け入れて契約を結んでいるところでございます。医師の給与、出向の契約料に関する例えば村の上限、基準を作成しまして、仮にセンターからの提示額が上回った場合には家庭医療学センターとは出向契約を締結できなくなるというおそれも出てくることが考えられます。家庭医療学センターでは、医師の給与が道内で同様の医療業務を行っている医療機関と比較して低いということで、医師を確保すること、また医師のモチベーションを保つ必要があるということから、給与制度の見直しも行っていると考えています。家庭医療学センターとの関係は今後も継続していきたいと考えておりますので、現状では出向契約の上限というものを定めることは想定していないところであります。

家庭医療学センターとは、例年9月末くらいにそれぞれ家庭医療学センターから医師の派遣を受けている町村、3町村と家庭医療学センターで協議を設けまして、その中でそれぞれの診療所の運営状況を報告しております。その後、家庭医療学センターから次の年の医師の決定を受けまして、それを村では受け入れてというところでの出向契約となっているところでございます。

○議長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今度会計年度任用職員という名称になりまして、フルタイムとパートタイムで、そういうことでこの数字を見せていただくと、給与ですよ。11人です。それで、前年度より総額で366万3,000円下がっていますね、人件費が。それで、この内訳というか、普通常識的に僕ら思えば上がると思うのですけれども、要するにフルタイムとパートタイムのお仕事されている方のあれが違うからですか。その辺の説明をお願いします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 昨年の前年度の予算の給与費明細書ですけれども、臨時職員と、それから準職員については給与費明細書には入ってございません。一般職に関する給与費明細書、会計年度任用職員も今年度の予算にはこの中には給与は入っておりません。

○議長 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで診療施設勘定の歳出を終わります。

診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、続いて歳入の補足説明に移らせていただきます。

232 ページをお開きください。款1診療収入、項1入院収入は、予算額3,118万1,000

円で、前年度比較 198 万 7,000 円の増です。近年の実績を参考に計上しています。入院の状況は、平成 30 年度は 1 日平均 537 人、令和元年度は 1 月末現在ということでございますが、1 日平均 6.7 人という状況です。

次に、項 2 外来収入は、予算額 1 億 1,794 万円で、前年度比較 169 万 2,000 円の増です。患者数、受診日数、1 日当たりの医療費、それぞれ近年の実績を参考に計上しています。令和元年度の外来患者数の様子は、1 月末現在で前年度との比較ではほぼ横ばいという状況です。

233 ページをお開きください。項 3 その他の診療収入、目 1 諸検査等収入は、予算額 1,959 万 5,000 円で、前年度比較 100 万 5,000 円の増です。説明欄の各種診断料は、予算額 525 万 2,000 円です。大樹町国保病院に小児科医が赴任したことにより、乳幼児健診の受託がなくなるなどによりまして 99 万 2,000 円の減です。各種予防接種診断料は、予算額 1,125 万 2,000 円です。村受託事業である定期及び任意の予防接種並びにインフルエンザ予防接種に係る接種料などになります。主には高齢者肺炎球菌ワクチンの接種者の増を見込んでおり、78 万 6,000 円の増としております。同じく説明欄、住民検診料につきましては、75 歳以上の方を対象とする高齢者健診の実施に係る診断料で予算額 309 万 1,000 円です。健診受診者の増を見込んでおり、121 万 1,000 円の増としています。

234 ページを御覧ください。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 使用料は、予算額 26 万 5,000 円で、内訳は説明欄、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項 2 手数料、目 1 手数料、説明欄、医療事務取扱手数料は、労災給付請求書取扱手数料で予算額 5 万 2,000 円です。

目 2 文書料は、説明欄、各種診断書料で予算額 99 万 8,000 円です。各種診断書、証明書料と介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

235 ページをお開きください。款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 施設整備費補助金は、予算額 509 万 8,000 円で、前年度比較 300 万 2,000 円の減です。心電計、自動小型分包機、骨密度測定装置、検査データビューアソフトの購入費用に係る国庫補助金として計上しています。

236 ページをお開きください。款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、予算額 38 万 9,000 円で、前年度比較 4 万 9,000 円の減です。医師住宅 2 棟のうち 1 棟が築 55 年を経過し、村有住宅管理規則により令和 2 年度より家賃が減額となることからの減額です。

237 ページをお開きください。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、1 億 1,186 万 4,000 円で、前年度比較 517 万 9,000 円の減です。説明欄、公債費分は、歳出予算と同額の 2,917 万円です。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金は、3,115 万 5,000 円で、前年度比較 271 万

7,000 円の増です。診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金ですが、算定については診療実日数による基本額と入院日数による加算額で構成されており、診療実日数の増、近年の入院日数の状況を踏まえ、加算額の増を見込んだことによる計上としています。

238 ページをお開きください。款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度と同額の 10 万円を見込んでございます。

239 ページをお開きください。款 7 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入は、予算額 104 万 6,000 円で、前年度比較 1 万 6,000 円の増です。主には、自費衛生材料等収入でございます。

240 ページをお開きください。款 8 村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債につきましては、予算額 300 万円で、前年度比較 590 万円の減です。心電計、自動小型分包機、検査データビューアソフトの購入を予定しており、国庫補助金を充当した残額の財源として 300 万円を計上しております。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和 2 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和 2 年度の後期高齢者医療事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をいたします。266 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、予算額 40 万 3,000 円、前年度比較 4 万 6,000 円の減額です。今年度の支出実績に合わせ、計上をしております。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、予算額 21 万 7,000 円、前年度比較 1 万 9,000 円の減です。これも今年度の支出実績に合わせて各節を調整して計上しております。

267 ページをお開きください。目 2 滞納処分費は、前年度と同額の 1 万 4,000 円を計上しております。

268 ページを御覧ください。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 5,797 万 1,000 円、前年度比較 161 万円の増となっております。これは、保険料収入額 4,386 万 8,000 円に保険基盤安定繰入金等の 1,161 万 5,000 円及び共通事務経費 248 万 8,000 円を加えて広域連合に支出するものであります。

続きまして、269 ページをお開きください。款 3 諸支出金につきましては、保険料過誤

納還付金、同じく保険料還付加算金を前年度と同額計上しております。

270 ページを御覧ください。予備費については、予算額 50 万円と前年度と同額で計上しております。

続きまして、歳入をご説明します。262 ページをお開きください。款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料は、予算額 1,447 万 6,000 円、前年度比較 1 万 7,000 円の減額で、医療保険料につきましては北海道後期高齢者医療広域連合より保険料が提示され、これに基づき予算計上されていることから、後期高齢者医療広域連合の想定金額での予算計上となっております。

目 2 普通徴収保険料は、予算額 2,939 万 2,000 円、前年比較 3 万 5,000 円の減としております。同様の理由となっております。

263 ページをお開きください。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、予算額は 1,523 万 3,000 円、前年度比較 159 万 7,000 円の増となっております。節 1 保険基盤安定繰入金なのですが、保険料の軽減分を補填するものです。道からの対象額 4 分の 3、村から残り 4 分の 1 を合計した 1,161 万 1,000 円を計上しております。節 2 その他一般会計繰入金は、本会計の事務費及び後期高齢者医療広域連合の共通事務費と予備費を含めた 362 万 2,000 円を計上しております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

この際、午後 2 時 40 分まで休憩いたします。

午後 2 時 24 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和 2 年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。

まず最初に、人件費ですが、298 ページに給与費明細書で 2 名分の人件費の説明が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出の説明をいたします。286 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、予算額 48 万 5,000 円、前年度比較 25 万 6,000 円の減額となっております。主なものは、説明欄 (1)、総務一般事務経費において、昨年度は節 17 備品購

入費ということで介護保険システム用のパソコンのＯＳ保守期限切れに伴う更新費として33万円を計上していたことが要因でございます。

項２徴収費、目１賦課徴収費、予算額14万1,000円で、前年度比6,000円の増となっております。

続きまして、287ページをお開きください。項３介護認定審査会費、目１認定調査費は、予算額70万6,000円で、前年度比較13万9,000円の減となっております。主なものは、節11役務費で、主治医意見書取扱手数料の件数の減によるものでございます。

目２認定審査会共同設置負担金につきましては、予算額305万円で、前年比較86万2,000円の減額となっております。昨年テレビ会議システムの更新が終了したことに伴い、減額しております。

続きまして、288ページを御覧ください。款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等諸費は、要介護１以上の方のサービス給付費で、予算額２億6,617万円、前年度比較1,316万4,000円の増となっております。これは要介護度が高くなったり、要介護の人数の増を見込んで計上しております。主なものは、説明欄（１）、介護サービス等諸費の節18負担金補助及び交付金の法定居宅サービス給付費は前年度比較34万8,000円の減、居宅介護支援給付費67万2,000円、法定施設サービス給付費は384万円、地域密着型居宅介護サービス給付費は900万円、それぞれ増額しており、いずれも給付実績に合わせて予算計上しております。

項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス等諸費は、要支援１及び要支援２の方へのサービス給付費で、前年度比較160万5,000円の減となっております。主なものは、説明欄（１）、介護予防サービス等事業費、節18負担金補助及び交付金で、居宅介護予防サービス給付費は前年度比160万8,000円の減、居宅介護サービス給付費で73万2,000円の増、地域密着型居宅介護予防サービス給付費は前年度比較234万円の減となっております。ともに利用者の増減によるものでございます。

項３高額介護サービス費、289ページをお開きください。目１高額介護サービス費は、予算額903万2,000円で、前年度比較170万2,000円の増額です。平成30年度の制度改正により、現役並み所得者の自己負担が３割という制度が導入されました。ただし、限度額の変更がないため、償還者数の増により増加するものと見込んでおります。

項４高額医療合算介護サービス費、目１高額医療合算介護サービス費は、予算額93万円、前年度比較13万円の増額で、高額医療合算介護サービス給付費の増によるものでございます。

項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費、低所得者の居室料と食事代に係る負担を低減する補足給付でございます。予算額2,016万円で、前年度比較168万円を減額しております。給付の単価の減によるものでございます。所得階層が低くなつてたために給付単価が減少しております。

続きまして、290ページを御覧ください。款３地域支援事業費、項１介護予防・日常生活

支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、予算額は1,090万2,000円で、前年度比較126万円の増額です。これも給付単価の増、介護給付単価が変わり、給付単価が増加したためによるものでございます。

目2一般介護予防事業費は、予算額501万9,000円、前年度比較10万6,000円の減となっております。説明欄(1)、一般介護予防事業、節12委託料の介護予防事業委託料12万7,000円の減が主なものでございます。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、相談支援事業の事務費であり、予算額7万6,000円、1,000円の増となっております。

291ページをお開きください。目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,643万8,000円で、前年度比56万3,000円の増額です。包括支援センターの職員の人件費を計上しているもので、説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として支出するもので、11万8,000円の増、説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、地域包括支援センターの介護福祉士を配置するための職員給与費で、昨年度の賃金等と比較して15万7,000円増額しております。説明欄(3)、職員等人件費は、地域包括支援センターの保健師2名の職員人件費で28万8,000円の増額となっております。

目3任意事業費は、予算額422万1,000円で、前年度比較26万1,000円の減となっております。減額の主なものは、説明欄(1)、家族介護支援事業の節19扶助費において家族介護慰労金で18万円の減で、これは対象者の減によるものでございます。また、説明欄(2)、任意事業の節18負担金補助及び交付金において、成年後見人等報酬費用助成金で9万6,000円減額は、単価の減、今まで2万8,000円で見えておりましたが、今現在2万円で受けていただけるということで減額しております。

293ページをお開きください。目4在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額102万8,000円、前年度比較16万円の増となっております。医療、介護の連携推進のために研修費や情報共有ツールの使用料を計上しております。主な要因は、節10需用費の印刷製本費において、在宅医療・介護連携推進事業の啓発リーフレット1,000部を作成するため、18万7,000円を追加していることによるものです。

目5生活支援体制整備事業費は、予算額623万2,000円、前年比較66万7,000円の増となっております。この事業は、支えられる側も支える側になり得る住民の支え合いの仕組みづくりを進めるため、生活支援コーディネーターの人件費及び協議体が行う各種研修、先進地視察、ささえ愛さらべつの運営経費等の経費を計上しております。

目6認知症総合支援事業は、予算額120万1,000円、前年度比14万1,000円の減となっております。認知症について気軽に話し合う場である介護カフェ運営に係る経費、認知症講演会の開催経費を計上しております。主な要因は、節12委託料の講師派遣委託料90万円の減額で、バーチャルリアリティーのVR認知症体験会の開催単価の減少によるものです。294ページを御覧ください。節18負担金補助及び交付金の研修会負担金において、認知症初期集

中支援チームの研修が隔年開催されることに伴い、4万円減額したことによるものです。

続きまして、295ページをお開きください。款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、予算額1万4,000円で、前年度比較1万8,000円の減で、定期預金利率の低下のためです。

296ページ、諸支出金、297ページの予備費については、前年度と同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明に移りたいと思います。277ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、予算額6,454万4,000円、前年度比較55万7,000円の減となっております。節1現年度分は、平成30年度より適用した基準月額5,500円の基準保険料にて算定した額を予算額としております。

続きまして、278ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項1手数料、目1介護予防事業手数料、予算額9万円でございます。前年度比較1万4,000円の減額で、これはシルバーハウジングの生活援助員の派遣手数料で、費用負担の階層区分の変更により減額されております。

続きまして、279ページを御覧ください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、予算額5,962万7,000円で、前年度と比較して211万4,000円の増額です。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、予算額1,556万5,000円、前年度と比較して58万5,000円の増額で、両科目とも歳出の保険給付費の増加により増えております。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額300万4,000円、前年度比較33万円の減額です。歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されているものでございます。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額1,045万2,000円、前年度比較51万5,000円の増です。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されているものでございます。

目4保険者機能強化推進交付金は、予算額50万円、前年度比較5万円の増となっております。介護保険法の改正により、市町村及び都道府県に自立支援、重度化防止の取組に対する支援として交付されるもので、介護予防事業に充てるものとなっております。

続きまして、280ページをお開きください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額8,405万8,000円で、前年度比較316万1,000円の増となっております。保険給付費が増加したためによるものです。

目2地域支援事業交付金は、予算額324万4,000円、前年度比較35万5,000円の増となっております。歳出の款3地域支援事業費に交付されるものでございます。

281ページを御覧ください。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額4,155万3,000円、前年度比較で168万8,000円の増です。保険給付費の増額により、比例して増額しているものです。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算

額150万2,000円、前年度比較16万4,000円の増です。これは、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されるものでございます。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額72万6,000円、前年度比較25万7,000円の増となっております。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に対して交付されるものでございます。

282ページをお開きください。款6財産収入は、介護保険事業基金積立金の利子で1万8,000円減額しております。利率が下がったことによるものでございます。

続きまして、283ページを御覧ください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、予算額3,892万円で、前年度比較146万5,000円の増額です。介護給付費が増加したことにより、持ち出し分も増加しました。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額150万1,000円、前年度比較16万4,000円の増です。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、予算額725万9,000円、前年度比較25万7,000円の増額です。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額198万4,000円、前年比較147万9,000円増ということで、軽減対象者が昨年度は第1段階だけだったものが本年度は消費増税に伴い、軽減対象者が第3段階までに拡大されたことによるものでございます。

目5その他一般会計繰入金は、予算額905万1,000円で、前年度比較173万9,000円の減額で、事務費対象分で125万1,000円の減額、その他一般会計繰入金で48万4,000円の減額です。成年後見助成金と家族介護支援事業費が減額となっていることから、減額するものでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、予算額1,700万円、前年度比較233万6,000円の増です。これは、予備費100万円、保険給付費の不足分と需用費の不足分として1,600万円を繰り入れるものでございます。

284ページをお開きください。款8繰越金につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

285ページを御覧ください。款9諸収入は、予算額64万7,000円、前年度比較1万円の減額です。

項2雑入、目1雑入、予算額64万6,000円で、前年度に比較して1万円の減額です。介護予防教室の参加人数の実績を勘案した計上となっております。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険のサービス事業勘定の説明にまいります。307ページをお開きください。款1事業費、項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、予算額21万8,000円で、前年度比較5,000円の減です。高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のための地域包括支援センターの事務費を計上しているものでございます。

目2介護予防サービス等事業費は、予算額184万1,000円、前年度比較10万8,000円の増と

なっております。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援 1 及び要支援 2 の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費で、件数の増加により増額として見込んでおります。

次に、歳入を説明させていただきます。304ページをお開きください。款 1 サービス収入、項 1 予防給付費収入、目 1 介護予防サービス計画費収入は、予算額205万7,000円、前年比較10万3,000円の増となっております。要支援 1、2 の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものでございます。予防支援計画で360件、介護要望ケアマネジメント策定で114件、新規加算 5 件分で積算しております。

続きまして、305ページの款 2 繰越金、306ページの款 3 諸収入は、昨年度と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定予算の補足説明を終了させていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和 2 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和 2 年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和 2 年度の予算の実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算につきましては、第 3 条で収益的収支を定めておりまして、水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。

3 ページ御覧いただきたいと思います。まず、収入です。款 1 簡易水道事業収益、予算額 1 億3,292万円、前年度比較111万8,000円の増であります。

項 1 営業収益、予算額8,631万3,000円、前年度比較346万円の増です。

中身の多くは、目 1 の水道使用料の増が主なものとなっております。

項 2 営業外収益、予算額4,660万7,000円、前年度比較234万2,000円の減であります。

目 1 負担金は、こちらは幕別町からの共同施設維持管理負担金でありまして、前年度実施の浄水場の前処理装置設置工事費などの関係で333万1,000円の減となっております。

目 2 長期前受金戻入は、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化するもので、こちらは現金を伴わない収益となっております。477万9,000円の増となります。

目 3 の消費税還付金は、令和 2 年度に発生したものを計上する発生主義でありますから、令和 3 年度は納付見込みとなっておりますので、396万5,000円の減となっております。

目 4 雑収益は、道営営農用水事業補助業務の委託金というようなことで、17万5,000円の

増となっております。

続きまして、4ページ御覧ください。支出になります。款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、予算額3,672万1,000円、前年度比較103万円の減であります。主なものとしましては、修繕費で水道施設漏水調査による修繕費などで34万4,000円の増、負担金では中札内共同施設維持管理負担金で163万1,000円の増、受水費では十勝中部広域水道企業団負担金で308万1,000円の減によるものであります。

目2の配水及び給水費、予算額832万円、前年度比較338万4,000円の増であります。主なものは、委託料で隔年実施の水道施設漏水調査委託料で300万円の増、水道施設保守点検委託料で25万1,000円の増などによるものであります。

続きまして、目3の総係費、予算額2,244万6,000円、前年度比較545万4,000円の減です。給料、それから5ページ、次のページになりますが、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員2名の人件費となっております。詳細につきましては、9ページの給与明細書をご参照いただきたいと思います。その他の主なものとしましては、通信費につきましては郵便料は昨年度検針システムを導入したことによりまして30万4,000円の減、委託料では昨年実施の水道経営戦略策定業務で436万6,000円の減、負担金では北海道自治体情報システム協議会負担金で昨年導入の検針システム導入負担金295万円の減などによります。

次、6ページですが、目4減価償却費、予算額6,177万4,000円、前年度比較252万4,000円増であります。配水池の量水器ですとか配水管路などが対象となっております、こちらも現金の伴わないものになります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、予算額121万3,000円、前年度比較8万2,000円の増で、企業債利息の増が主なものであります。

目2消費税、こちらにつきましては前年度比較で74万2,000円の増となります。

目3予備費は、予算額で10万円、前年同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の説明となります。この予算につきましては、第4条で資本的収支を定めておりまして、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上するものになります。

7ページになります。まず、収入になります。款1簡易水道事業資本的収入、項1補助金、目1一般会計補助金は、総務省基準内の一般会計からの公債費分の繰入金で、予算額793万6,000円、前年度比較194万4,000円の増です。

項2の負担金、目1負担金は、給水工事負担金で5万9,000円の増と見込んでおります。

項3企業債、目1企業債3,040万円、こちらは簡易水道事業債、過疎対策事業債を合わせまして、道営事業、営農用水事業では2,920万円、新コムニ団地整備事業、宅地整備事業では120万円、前年度では前処理装置の設置工事がありましたので、比較しますと6,640万円の減となっております。

項4の出資金、目1他会計出資金につきましては、今回錦町の消火栓改修工事分としま

して一般会計からの出資金となっております。

続きまして、8ページになります。支出です。款1簡易水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費、予算額3,484万2,000円、前年度比較6,483万5,000円の減となります。主なものとしましては、工事請負費、設置工事費では錦町消火栓改修工事分で120万円の増、負担金では6,754万4,000円の減で、道営農用水事業の北海道への負担金2,929万3,000円、前年度実施の中札内共同施設維持管理負担金の9,683万7,000円が減となっております。委託料は、新コムニ団地の宅地造成工事の調査設計委託料ということで136万7,000円を計上しております。事業概要につきましては、別添の令和2年度の特別会計予算資料、建設事業調、こちらで御覧いただきたいと思います。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、予算額1,460万2,000円、前年度比較380万6,000円の増となっております。

項3投資、目1出資金は、予算額22万、前年度比較11万3,000円の減となります。

9ページから11ページにつきましては、給与費明細書になります。

続きまして、12ページになります。12ページを御覧いただきたいと思います。こちら道営農用水事業についての債務負担行為に関する調書になります。この事業につきましては、耐用年数の超過した老朽管路ですとか、経年劣化によります計装装置の更新整備を財政面で最も有利であります道営農用水事業で行うものであります。事業期間は令和2年度から6年度までの5年間で、限度額は3億2,529万円、本年度予算計上額は2,929万3,000円、その他財源内訳としましては簡易水道事業債と過疎対策事業債合わせた企業債で2億9,560万円、自己資金は39万7,000円となっております。

公債費の状況につきましては13ページから14ページ、それから企業会計に移行したことに伴います財務諸表につきましてはその後に添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和2年度予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は、第3条で収益的収支を定めておりまして、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。

ページでいきますと3ページ御覧いただきたいと思います。まず、3ページ、収入になります。款1下水道等事業収益、予算額1億2,775万3,000円、前年度比較22万円の増であります。

項1営業収益、目1下水道使用料、予算額5,008万1,000円、前年度比較189万9,000円の増になります。

項2営業外収益、予算額7,767万2,000円、前年度比較167万9,000円の減です。

目1一般会計補助金は、財源補填分としまして63万7,000円の減となります。

目2長期前受金戻入は、過去に整備した下水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化する現金を伴わない収益となりまして、前年度比較57万4,000円の増。

目3消費税及び地方消費税還付金につきましては、今年度は前年度比較で161万6,000円の減となっております。

目4雑収益は、前年度同額となります。

続きまして、4ページになります。支出になります。款1下水道等事業費用、項1営業費用、目1管渠費、予算額126万4,000円、前年度比較11万6,000円の増です。

目2処理場費、予算額6,839万4,000円、前年度比較345万2,000円の増で、主なものとしましては消耗品につきましては2年に1度の脱臭装置吸着剤購入などで71万6,000円の減、それから5ページになりますが、修繕費は214万9,000円の増です。これは、主に公共下水道浄化センター修繕費であります。こちらは昨年緊急的に修繕を実施しております曝気装置、こちらにつきまして今後計画的に点検、修繕を進めるために今年度は1基分の231万円を追加するものであります。

目3総係費、予算額813万6,000円、前年度比較234万4,000円の減です。給料等の関係につきましては、職員1名分の人件費になっております。こちらは、9ページの給与費明細書をご参照いただきたいと思います。その他の主なものとしましては、6ページになりますが、通信運搬費につきましては郵便料が昨年度の検針システム導入によりまして30万3,000円の減となっております。

目4の減価償却費、予算額9,571万7,000円、前年度比較33万9,000円の減で、主に浄化センター施設、排水管路などが対象となっております。こちらにも現金の伴わないものになります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、予算額750万7,000円、前年度比較59万3,000円であります。

項3予備費、目1予備費は、予算額10万円で前年同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出になります。こちらは第4条で定めておりまして、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上しております。

7ページを御覧ください。収入になります。款1下水道事業等資本的収入、項1企業債、目1企業債、予算額3,400万円、前年度比較1,060万円の増で、更別浄化センターの非常通報装置更新実施設計ということで200万円、それから新コムニ団地の宅地造成工事調査測量

設計で400万円、個別排水処理施設工事費で2,800万円を計上しております。

項2出資金、目1他会計出資金、予算額2,583万円、前年度比較806万8,000円の減で、主な要因としましては起債償還分で231万2,000円の減、整備費分では575万6,000円の減となっております。

項3負担金、目1負担金は、予算現額120万3,000円で、前年度比較53万4,000円の増であります。

項4補助金、目1国庫補助金は、予算現額200万円、前年度比較70万円の減で、こちらは浄化センターの非常通報装置更新実施設計で200万円の増、それから昨年実施のストックマネジメント実施計画策定で270万円の減となっております。

目2他会計補助金は、予算額4,014万円で、前年度比較121万1,000円の増で、こちらは一般会計からの基準繰入金となっております。

目3長期貸付金返済収入は、水洗便所改造等資金預託金元利収入で、予算額40万円と同額となっております。

次に、8ページの支出になります。こちらにつきましては、款1下水道事業等資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費等、予算額5,229万2,000円、前年度比較471万6,000円の増です。主に、公共下水の実施設計委託料では更別浄化センター非常通報装置更新実施設計で400万円の増、それと事業委託料では新コムニ団地の調査設計測量で407万5,000円の増、それから昨年実施のストックマネジメントの実施計画委託で540万円の減、それから工事請負費では公共枿設置工事費、個別排水工事費で204万7,000円の増になっております。

項2の企業債償還金、目1企業債償還金の予算額は4,341万2,000円、前年度比較50万8,000円の減となります。

項3投資、目1長期貸付金は、予算額40万円で前年同額となっております。

それから、給与費明細書については9ページから11ページ、それから12ページにつきましては債務負担行為に関する調書、それから公債費の状況につきましては13ページ、14ページ以降につきましては企業会計移行に伴う財務諸表となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。特にありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第18号 令和2年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議 長 日程第8、議案第24号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第12号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,972万5,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費として、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しで使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとするものであります。

初めに、歳出のほうからご説明を申し上げます。7ページをお開きください。款3民生

費で84万7,000円を追加し、補正後の予算額を6億1,402万円とするものであります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で84万7,000円の増額であります。説明欄にまいりまして、(1)、児童福祉事業経費、節11需用費で50万9,000円の増、節13委託料で33万8,000円の追加であります。これにつきましては、子ども・子育て交付金関係の新型コロナウイルス感染症対策関係費を計上しております。ただいま申しました事業費におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業として、子育て関連施設用の消毒液、マスク、除菌ウェットティッシュ等を購入するものであります。委託料につきましては、学童保育運営事業委託料として、通常午後のみ運営している学童保育につきまして午前から受け入れるということに対する委託料につきまして予算の不足分を計上しているものであります。これらの経費は、いずれも国の子ども・子育て支援交付金で100%充当されるものであります。

続きまして、歳入にまいります。6ページをお開きください。款14国庫支出金で142万8,000円を追加し、補正後の予算額を3億1,192万2,000円とするものであります。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金で、説明欄にまいりまして、子ども・子育て支援交付金で142万8,000円を追加するものであります。

款18繰入金で58万1,000円減額し、補正後の予算を6億7,645万3,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として、基金繰入金から58万1,000円を減額するものであります。

以上、ご説明申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 需用費の感染拡大防止策ということで、消毒液などの購入に充てるということなのですが、これは子どもたちの施設に対してどのようなマニュアルで消毒等を指導しているのか、補足説明をお願いいたします。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 これにつきましては、今これから対応していくことになるのですが、いずれにしても、マニュアルというか、その施設の中の状況、子どもたちが集まるそれぞれの場所等のそちらのほうの今の言った消毒等の対応も含めまして、これからこの予算が通りましたら各保育所さんのほうとも調整して随時進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の説明で十分分かりましたけれども、ぜひとも子ども受け入れている先でこういったこと、消毒とかをしておきながら子どもがコロナウイルスにかかったとか、

そういったことがまずないように、丁寧に慎重に進めていっていただきたいと思います。
以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後3時40分まで休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議 長 日程第9、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 それでは、議長の許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策と村内に及ぼす影響についてですけれども、新型コロナウイルスの感染が世界的な広がりを見せ、北海道でも現在150名以上の感染が確認されています。十勝では1名の感染にとどまっていますが、これがまたいつ広まってくるかわかりません。道よりは緊急対策宣言が発令され、感染防止に向けて、学校の休校あるいはイベント等の自粛を始めとし、全体として自粛モードも広がり、本村においてもフリーランスの方を始め、各事業所などにいろいろなところに影響が出ています。このコロナウイルスの感染がいつ終息するか、光も見えていませんが、今後村としてどのような感染拡大、蔓延防止対策、それから農業、商工業等の経済支援対策を考えているのかお伺いいたします。

す。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田さんからの新型コロナウイルス感染症防止対策と村内に及ぼす影響につきましてお答えをいたします。

議員のご質問にあります新型コロナウイルス感染症防止対策、蔓延防止対策についてでありますけれども、1月30日に新型コロナウイルスに関連した肺炎等注意喚起をホームページ上に掲載し、国保診療所から同時に感染の可能性のある方の受診相談のお知らせを防災行政無線で住民周知し、それ以降随時感染予防方法のお知らせ等をホームページ、防災無線、広報紙を通じて周知の徹底を図ってきているところであります。また、北海道での感染者の発生を受けまして、2月21日に新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、第1回目の会議を開催、本村での発生、国の緊急事態宣言があった場合は新型コロナウイルス対策本部の設置を行うこと、道内での発生状況、受診相談の目安、住民周知の方法につきまして、それらについて職員への情報共有の徹底と各種イベント等についての開催の可否について検討いたしました。

その後2月26日に状況の変化を受け、第2回対策会議を開催し、イベントは原則延期もしくは中止、会議も不要不急なものは延期または中止するが、どうしても開催しなければならないものについては感染予防措置として消毒液、マスクを準備し、開催する。診療所の発熱外来は、現在の内視鏡室を待合室とし、X線準備室を診療室として利用し、一般患者との接触を極力避ける等の準備を行い、また同日に商工会、JA、郵便局、社会福祉協議会に村の対応方針について周知し、理解を求めたところであります。村内の社会福祉法人についても、村の要請や国、道からの各種通知、対策等について随時周知を行っているところであります。

2月27日に管内での患者発生の報を受け、急遽28日に第3回対策会議を招集、不特定多数の人が利用するトレーニングセンター、福祉の里温泉、健康増進室を2月28日から当面の間利用を休止することとし、その他の施設は小規模な集会等の利用は認めるものの、受付時にコロナウイルス感染の危険につき周知を図るとともに、ふるさと館についても新規の受付を中止し、申込みキャンセル者とは別に、中学生以下の申込み団体には村の方針を説明し、利用の抑制を図った結果、ほぼ支障がない状況となっております。

また、村で実施している各種事業、講座等を当面の間中止することを決定し、利用者へ周知し、理解を求めています。2月26日午後からの十勝教育局の会議の結果、蔓延防止策として2月27日より学校の休校が決定し、急遽小中学校の休校、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、保育園の休園対応を行っております。

2月28日の金曜日に北海道の新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、当日に防災無線で住民に周知し、休日明けの3月2日月曜日に第4回対策会議を開き、第3回の会議での臨時休館施設のほか、各課の中止または延期行事のホームページ上への掲載につき全課に周知、その後管内の状況に鑑み、第5回を3月3日に、第6回を3月6日に開催し、その

中で施設の休館の当面の継続、小中学校の分散登校、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園の休園の継続、保育園、学童保育所の希望保育の実施の決定を行っております。

また、3月10日に安倍総理から、急遽3月19日までの10日間は、これまでの対応の継続を求められたことから、当面は現在の対応を継続していく方針であります。

感染症対応の備蓄物品として、マスク6,000枚、防護服70着、消毒液6缶、108リットル、消毒用大型噴霧機を1台確保済みであり、今般の補正予算の第12号で国の交付金の活用により、各種消毒用物品の購入費と学童保育所の平日の午前中開所分の委託料を追加させていただいておりますが、物品につきましては現在は手に入らない状況が続いており、各業者に手配を依頼し、入荷次第納品するようにお願いしているところであります。

また農業、商工業等の経済支援対策につきましてですが、国を挙げての感染予防対策が講ぜられる中、学校の休校などの様々な活動の自粛等により、日常生活や社会経済への影響が大きく広がりつつあります。農業関係では、学校給食の停止に伴い、バレイショやタマネギなどで消費減少による相場の低迷、牛乳においては飲用から加工用への仕向け変更や飲食店の需要減少に伴う肉牛市場価格の下落などの影響が生じているところであります。生乳の仕向け先の変更に伴う価格差につきましては、国の緊急対策が講じられることとなっており、肉牛価格につきましては従来からの牛マルキン制度などにより対応されることとなっておりますけれども、バレイショなどの相場低迷につきましては生産額に影響が生ずる可能性があります。現在のところ国の緊急対策は公表されておられません。

一方、商工業関係では全般的に1割から2割の集客数の減少が見られており、特に飲食店関係では2月から3月にかけてのほぼ全ての予約がキャンセルとなっていることもあり、大きな影響が出ているところであります。こうした中、政府が講ずる新型コロナウイルス感染症による影響に対する対策等が順次公表されており、学校等の休校措置に伴う保護者や雇用主への支援や日本政策金融公庫が行うセーフティネットの貸付け対象者の拡大、中小企業、小規模事業者向けの相談窓口の開設などのほか、3月10日に公表されました国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策第2弾では、学校給食事業者への支援や特別貸付け制度の創設による無利子無担保の資金繰り支援などが追加公表されているところであります。

村としても、影響を受けた方々が適切な支援を受けられるように、商工会や農協と情報共有を密にして、政府の緊急対策で対応し切れない状況にあっては所要の対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今各種対策を打っているという話ですが、このウイルス、いつ終息するか先が見えません。そしてまた、今言われたように政府も緊急対策を講じていますが、それでかなりの部分はいくと思うのですけれども、中には更別独特の部分がありまして、目が届かないところもあるかと思っておりますけれども、その辺は村としても十分今後とも検討し

ていつていただきたいなと思います。

それと、ちょっと変わるのですけれども、このウイルスは、私を含めてどこで感染するか分かりません。不幸にして感染したらということを考えますと、私が二、三点心配するのは、まず高齢者、介護者のいる家庭の方で介護している人が感染してしまうとその後どうするのかという、まず不安が1つあります。

それからまた、農業は正直言うとほとんど家族経営です。特に酪農家は、家族で感染してしまうと2週間以上の隔離が必要だということで、そうなると牛の飼育、搾乳も2週間できなくなるのです。事業者によりますけれども、普通の事業であれば何ほか、1週間でも2週間でも休んだ後また再開ということあるのですけれども、酪農家におきましては2週間も、あるいは2週間以上も休んでしまうとまず再開というのはかなり厳しくなります。それとともに、では畑はといいますと、これから耕作期を迎えます、春耕期を。そのときに、まずそれこそ本当2週間あるいは2週間以上も家族で仕事ができなくなると出だしからスタートが遅れますので、またこれも大変な影響が出ると思うのです。これは今年特に、今年1年は農業の安定的な持続させるためにも、不測の事態に備えて農業者はもとより各関係機関と連携を密にして、経済支援とともに事業を継続させるための支援を含めた対策協議会みたいなものを、先ほど言われました新型コロナウイルス対策本部とは別に、対策も必要ですけれども、継続するような支援対策を考える協議会を設けたらどうですかと私は思います。これちょっと私心配症なので、取り越し苦労になるかもしれませんが、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘の点、とても重要なことであるというふうに考えております。農業者の感染防止につきましては、農水省の伊東副大臣が中心となって、国の機関が道の非常事態宣言を受けまして、今言われました酪農畜産関係、それと畑作も含めてそうですけれども、そういう場合にどういうふうに対応していくのかについていろいろ協議をされ、またその部分で通知も後々はこちらのほうにも参るのではないかと思います。農業の継続ということで、本当に本村の基幹産業の根幹がゆがんでしまう事態にもなり得ないというような状況であります。特に今お話しになったように、酪農畜産関係については生き物を飼っているということからも、いろんな日常の作業の度合いも含めてこれがストップしてしまうというような状況もありますので、その辺については十分に対応していかなければならないと思っております。

織田議員さんご指摘の協議会、これについてもJAさん、あるいは商工会の関係も、商工業の関係も今3月で産業課を中心に聞き取りしていますけれども、これが4月に延びることになれば国の支援を待たずして、我々もつなぎ資金とか融資とか、そういうものを発動しなければ、これは本当に商工業者の方も大変な状況に追い込まれるのではないかとというようなことを予測しております。その辺含めまして、関係JAさん、商工会、ほかにも関係団体ありますけれども、今役場内での対策会議というふうな形で開催しておりますけ

れども、これを全村的な形で、もちろん発生がされた場合については徹底的にやらなければいけないと思いますけれども、最悪の事態を予想した協議会の設置等についてもこれは検討して、連絡調整を取っていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今後もよろしくお願ひしたいと思います。

また、もう一点伺います。今国内には、残念ながら感染した方に対して冷たい視線があるとか、敬遠しているということがあります。この間のクルーズ船で感染防止に努められた対応した方が、実は職場に戻ったら肩身の狭い思いをしたというような報道も流れております。私は、本村において不幸にして感染する方が出たときには、その方が退院してから、あるいは家族に対してのケアが大変必要になるのでないかと。それとともに、恐らく4月以降は学校も始まるのでないかと思いますが、そういうことがあると児童生徒のいじめや不登校につながりかねないという点もありますので、その辺は十分配慮するとともに、私たち村民も温かく見守るというような雰囲気をつくっていくことがこの更別にこれから住み続けたい村づくりに大きくつながるのではないかと思いますけれども、その辺を村長の思いを込めまして一言回答願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さん、まさにおっしゃるとおりでありまして、本当に今日本各地で広がって、世界的にはパンデミックというような状況で本当に大混乱が起きているわけですが、その中でも今おっしゃったように、一回感染した方々は退院なさってもそういう形で差別を受けたりするような状況とか、あるいは介護施設とか、本当に医療関係で献身的にリスクを背負って患者さんを診られた方がそういうような形で本当に心ないそういうものを受けるというのは、これは私としては絶対に許されないことだと思います。逆に、もし仮に今の状況でありますとどこで感染しても、本当にそのリスクは大きいということでもありますので、もちろん感染した場合についてはその対応策やしっかりとした医療体制の中で診てもらうということも大事ですけれども、回復し、普通の生活に戻られた場合については、今織田議員さんがおっしゃったように、やはりそういう差別とか偏見が起きないように、更別村でも温かく見守って、しっかりその方々たちをフォローしながら、通常の生活に戻れるという状況をぜひともつくっていくのが本当に真の姿だというふうに思っておりますので、私は村の人たちとともにその辺はしっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき、質問させていただきます。

今回は、村長、それから教育長の執行方針についてお伺い、お考えをたださせていただきます。

きます。

一番最初に、村長の今お言葉がありましたのですけれども、そのとおりで、織田議員さんが言われたこと、村長が発言されたこと、そのとおりだと思います。世界中がパニックに入っている状態で、影響はいつ来るか分からないのですけれども、そのとおりだと思っております。それでは先に、今村長からまてな答弁がありましたけれども、新型コロナウイルスの感染が世界的に蔓延の広がりを見せております。職員を初め、拡大防止に努力されている関係者、特に職員の皆様に引き続きご努力を願うとともに、一日も早い終息を願いたいと思っております。

それで、今村長も織田議員に答弁されましたように、若干農業は遅れてくるとは思うのですけれども、最近の農業新聞、それから報道を見ていますと、例えば十勝の市場でも和牛の小売価格は2月前年比、府県もそうですけれども、1頭当たり6万円から11万円下がりましたと。それから、インバウンド、訪日外国人の減少で和牛枝肉価格、これも前年同月比7%安、最高ランクのこの間の農業新聞のトップとったのは神戸牛では16%の安だと。それで、一番私たちに関係あっているジャガイモ、これが今お話ありましたように荷動きが非常に悪いと、給食も含め、それから売上金も。それで、ハルズリ、決まっていませんけれども、恐らく士幌工場になるでしょうと言われてはいますけれども、要するにハルズリをして用途替えをしてしまうと。そういうことで、経済的にも徐々に影響拡大しています。

まず最初に、長い間の懸案でありました。50年間も、私も当事者なのですけれども、苦勞した上更別地区の排水対策事業、これが村長の方針にもありましたように採択されて、本当に西山村長のご努力に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、前衆議院議員、それから関係されました道会議員の皆様にもこの場所から深くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、これより4点、執行方針の中から4点まず質問させていただきます。最初に、村道の整備事業、整備、改修について質問させていただきます。それで、文章では計画的改修、整備を進めてまいりますと、それでご承知かとはもちろんいるのですけれども、うちの村道は実延長が472.5キロメートルで212路線、これは道路調書からですけれども。それで、平成27年から平成31年、その舗装の伸び率が0.6%、45.7%。それで、こういう番付はあまりこの場所で聞くのは失礼なので、十勝管内では16番目、ただ国道、道道の入っている長さも各町村違いますので、一概に比較はできないのは承知はしていますが、ただ輸送車の大型化に伴い、損傷の激しさ目立ってきました。特に今の時期、それから収穫時期の10月、11月ですか、その損傷の激しさが目立つ。特に今の時期は、融雪水の流入等もあり、部分的には通行不能場所も出ている状態であります。

今年度の予算につきまして、歩道の改修が675メートル、舗装は調査も含めて1.19キロメートル、金額では1億4,855万2,000円、これは先ほどの予算。それで、日本一豊かな村を自負する更別とすれば少しお寒い話かなと。それで、やはりお金はかかる話で、大型事業

にもなりますけれども、村事業の道路に恐らくなっていくと思うのですね、工事をする。それで、早急に、年次計画はあるとは思いますが、もし見直しが図れるのであれば整備の必要性を考えてほしいと。

次に、会計年度職員、予算審議でもありましたのですけれども、非正規職員から4月から会計年度職員に移行するに当たり、地方自治法の施行により、期末手当の支給も含め官製ワーキングプアと呼ばれた会計年度職員の待遇の改善が図られると期待しているところであります。それで、これ見ますと、具体的な判断は自治体に任せると。特に女性職員の多い教員、保育士等の改善の中身、それから今春卒業する大学生の採用、うちはどれだけ採るか承知していませんが、企業のうち採用人数を満たさなかった企業の割合が今人手不足で52%と、これは就職情報会社、道新にも載っておりました。それで、人手不足の現代で、牧場、道路維持を除いても69人の準、臨時職員を含め行政が行われていることは、これは働き改革の中でも不自然であると考えております。

そこで、こういう話をすると、人の町村の話でありますけれども、上川管内で、3月7日の道新に書いてありました。ある自治体の非正規公務員の女性は、15年も同じ場所で働いていますと、毎年契約更新をしてきましたが、その期間時給は40円しか上がっていませんかったよと。手取りは現在でも10万円程度で、同じ職場の高卒、入庁間もない正職員よりも低いですと。今働き手の確保が非常に厳しい現在、臨時職員として頑張ってもらうよりは、先ほどの予算審議でもありましたけれども、道も考えていますように35歳から50歳、例えばそうでなくても正規職員の採用を考慮すべきでないかと考えています。そこで、いろんな部門もありますし、これを調べてみますと、先ほども間違えまして、特に看護師さんですか、あの辺はやっぱりフルタイムと臨時職員の差はたくさんあると思うのですけれども、それが一応2点目です。

それから次に、3点目として十勝さらべつ熱中小学校、熱いお気持ちで取り組んでいるのは理解はしていますし、それについて若干、村長も参加をされたと思いますけれども、昨年の11月、全国町村会大会がありまして、これによりますと926町村の首長さんが参加をしたと。それで、国は農林水産物輸出1兆円の目標を掲げていますと、これは承知です。農地集積集約化、大規模、すいません、元へ戻ります。失礼しました。ちょっと順番違って済みませんでした。

それで、熱中小学校の一番僕あれしたいのは、村長も含めまして大規模IT化を進める中に当たりまして、私の前の1回目の質問でもさせていただきましたように、簡単に言わせて小規模農家育成、小規模農家といっても今農家は全国で調べますと113万戸、それで農家の定義というのがいろいろあるのしょうけれども、耕地30アール、販売額50万円。それで、高齢者の社会の中でも働ける環境づくりがやっぱりごちゃまぜの精神であり、高齢者であっても例えば和牛の数頭と少量野菜の販売と、農業への参加意欲があれば健康増進につながる。熱中小学校の理念であります大人も学びには理解はしますけれども、村民を巻き込んだごちゃまぜの必要があると思います。村民の理解のない事業に大切な税金を投

入する。それは、理解を得る得ないは別にしても、最悪の場合、非常に厳しい意見なのですけれども、撤廃する勇気も必要でないかと。非常に厳しい言い方かもしれませんが。なぜこういう言い方をしますと、村長の言葉の中に、関係人口、定住人口が増えますよ、1万人を超えましたよ、それから人の移動もありましたよ。そのとおりなのでしょうけれども、それで一番気になったのは、ちょっと調べさせてもらったら関係人口なのです。観光でもない、それからそこに住む定住とはまたこれちょっと違います。そこに調べますと、これもネットで調べても出ているのですけれども、総務省が関係人口創出拡大事業の開始をしますと。それは、地域おこし協力隊、次の質問にしますけれども、田園回帰の若者、これも地域創生の若者であると。

それで、一番大事なの、ここからまた地域協力隊に入らせてもらいますけれども、なぜ熱中小学校で地域おこし隊をお話しさせていただきますと、うちの今の事務局長さんですか、それも地域協力隊でした。それから、先般11月、10月でしたか、入る方も地域協力隊となって、それが駄目だとか、そういう問題はちょっと別なのですけれども、これから熱中小学校と交ざりますから、地域おこし隊の話をちょっとさせていただきます。これは、もちろん村長も僕も調べて知っていることですが、地域おこし協力隊、これは平成21年度に創設をされています。2018年度、隊員数です。5,359人、平成29年度は529名が増えました。今年度は10年目です。まだ増やしますよと、6年後の目標は8,000人、受入れ自治体は現在1,061、隊員のうち4割が女性、それから69.7%、20から30代の人があります。同一市町村に定住した隊員の3割が自ら起業、自分でなりわいを起こしたと。総務省は、地方公共団体から課題等を聞き取り、さらに拡充に向けた方向性を取りまとめると。それで、私まだ調べていなかったのですけれども、今年の2月2日、都内で総務省が開いた地域おこし協力隊全国サミットというものがあったのです。それで、更別からの参加はありましたか。それから、農業者、JAとの具体的な待遇の関わりについて。

なぜこういうお話をさせていただきますと、文章にも書いてあったのですけれども、またこれ皆さんに配るのですけれども、新聞に2月28日、北海道新冠町、ここは地域おこし協力隊を新規就農に向けたと。農業支援員として手厚く支援をしていますと。就農は、離農者の農地、施設、住宅を引き継ぐ、居抜きが基本。それで、ここが農協に事務所を構えたのです。それで、例えばこれ皆さん読んでいただければ分かるのですけれども、手厚い独立支援、就農時に町が費用の2分の1、最大500万円、別の担い手協議会が100万円、それで、無利子の青年等就農資金や道農業公社の農地リース事業を活用できると。それで、恐らくこれ3年後の任期の後には、この町では6割が同じ地域で生活をしていると。

それから、もう一点なのですけれども、サミットは別として、今年度中に総務省はアンケート調査をしますと、6,000人にする。それで、今言いましたように、うちの隊員さんがアンケートに答えたかどうかは僕も調べていないから承知していませんけれども、農山村に魅力を感じ、都会から移住をして活動する地域おこし協力隊ですが、JAを知らない隊員が半数を超えたと、アンケートですよ。JAは、地元の団員と関わり、地域の活性

化をする仲間として受け入れようと。やはりここが根っこかなと。さっき言った農業を好き、農村を好きで地域おこし協力隊として活躍をしてくれているのですけれども、更別の現状で、退任された方は別ですけれども、そこで退任をされて終わってしまうというのがやはり問題だと思うのです。それで、これもちよっと調べさせてもらったら、隊員数の拡充をどうやって求めるかといったら、シニア層、在住外国人、ITプログラム修了者等、それから今新冠の話しました事業継承の支援、隊員の起業に向けた金融面への支援をJAと一緒にバックアップしていくと。それから3番目に、お試し地域おこし隊、仮称の創設をしますと。総務省ですよ。協力隊として活動する前に一定の期間、地域協力活動隊を体験し、受入れ地域とのマッチングをする。それで、ここが大事だと思うのです。隊員OB、OGがネットワーク化をすると、そして受入れサポートの体制を。5番目として、さらなる拡充に向けた方向性の取りまとめ。10年を迎えることから、地方公共団体から課題等を聞き取るほか、有識者による検討会を行い、協力隊のさらなる拡充に向けた方向性を年内に取りまとめる。

それで、うちの協力隊さんと何にも面識ないのですけれども、そういう機会に、太田議員も前に協力隊員の活動の仕方についてさきの一般質問でお伺いしていますので、その辺も含めてどうかと。特に熱中もそういう関係では理解はしますです。ただ、僕が見せていただいている中で、何で高畠町のことを書きましたかといいますと、山形県ですよ。ここが熱中の原点で、もちろん村長も知っているし、僕らも行ってきました。高畠町というのは、宮崎県の綾町と同じで、東の高山、西の綾町、四国ですね。有機農業のふるさとだと。それで、そこの町長さんの談話で、あまり時間ありませんから、東京、大阪から、塾をつくったと、熱中小学校でない塾ですよ、今休んでいるけれども。そうすると、50組、80から90の人間が定住をしていただいたと。

それで、熱中小学校と地域おこし隊が一緒になっていますけれども、問題の解決というか、うちでは熱中小学校で今度お二方お仕事をされると思うのですけれども、それで熱中小学校のお話も見ますと、1つ目として、熱中小学校事業本体は運営と経費の見直しをしますよ、新たな収入確保策を考えますと。だけれども、現在では具体策は見えていませんと。それから、職員さんの報酬を減しますと。授業料の値上げ等も考えますと。それから、改善策の一部ではありますが、決定打にはちょっとなり得ないかなと、当然かな。でも、施設管理としては収益性が見込まれない事業の見直し、それから公共施設としての必要な環境整備を行う。この辺は当然だと思うのです。それで、卒業生による（仮称）運営委員会事務局業務の補助。それで、ここが大事なのでしょうかけれども、12月には指定管理者指定の決定を控えてえますと。交付金の終了目前に職員の定着、施設整備等、自立への施策は急務であると考えます。

そこで、一番気になったのがやはり先ほどから言っています協力隊員がそこで高畠で言うような関係になり切れるかなと思っています。僕のほうですよ。熱中小学校もやっていますけれども、高畠町はですよ、食と農のまちづくり条例をつくって、そこで研修をして

いただいて、そこで都会の家族が勉強して、残っていると。そういう意味で、うちの熱中
小学校の行き方とIT、それから大規模農家、当然そうなるのでしょうけれども、先
ほど言ったように、小さい農家もつくりながらと言ったら失礼ですけども、お年寄り等
を巻き込んでいきますとごちゃまぜの精神が生きるのかなと。

ちょっと取り留めない質問になって申し訳ないですけども、一般質問は村長と言いつ
つわあわあ言うことも必要でしょうけれど、自分の思い、首長の思いを聞いて事業に反
映することだと思っているので、失礼ですけども、雑な質問させてもらいました。

それから、もう一点、一緒です。先ほど教育長さんには海外研修の件を……

○議 長 松橋さん、教育行政執行は別物ですので、それはまた3回の質問の中でやっ
ていただくことになるので、今は村政執行方針のみにしてください。

○4番松橋議員 分かりました。では、そうさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今松橋議員さんの村政の執行方針についてご質問がありました。多岐にわた
っており、関連性もありますので、的確にお答えできるかどうか分かりませんが、
ご質問に従ってお話をさせていただきたいと思います。

ご質問の1点目であります村道の舗装率でありますけれども、昨年の6月にも定例議
会について村道管理体制と整備計画の在り方について、これまで安村議員さん初めた
くさんの議員の皆さんからご質問を受けております。お答えをしております。村道
の整備につきましては、更別村総合計画に基づきまして計画的に進めてきておりま
すけれども、何分村単独事業での整備は村の将来の財政負担への影響が非常に大
きいものがありますので、採択可能な事業を模索しているところであります。車
両の大型化による先ほどもおっしゃったように集乳車であるとか、大型の機械、
重機、トラクター等ありますけれども、収穫機もありますけれども、損傷等によ
る整備については本当にご指摘のとおりだというふうに思っております。今後
も村の財政状況、また優先順位ということで申し上げておりますけれども、
地域を挙げて要請をされているところもありますので、何とか今の舗装率の向
上を目指して計画をしていきたいというふうに考えております。

ご質問の2点目であります会計年度任用職員ですが、準職員はフルタイム会
計年度任用職員、臨時的任用職員はパートタイム会計年度任用職員に移行する
ことを基本としまして制度設計を行っております。これまで準職員とか臨時
的任用職員に支給しておりました賃金の水準を下回ることのないよう、それ
ぞれ報酬の額を定めております。質問の中にもいただいた中には待遇が低
くなるのではないかなというふうなお話があったのですが、決してそのよう
なことがないように報酬の額等を定めております。なお、既に制定いた
しました会計年度任用職員の給与に関する規則で報酬額を定めてありま
すけれども、特に幼稚園教諭、保育士につきましては本来基準月額を行政
職給料表の1級32号俸と規定すべきところを15号俸引き上げておりま
す。1級47号俸とする見直しを行っている次第であります。また、会
計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則におきましては、新

たにパートタイムの会計年度任用職員が選挙権、その他の公民としての権利の行使に関わる特別休暇、介護休暇、介護時間、育児休業等を取得できるように規定しております。このことから、会計年度任用職員の待遇面は全般的に大きく向上していると認識しているところでもあります。

ご質問の3点目です。十勝さらべつ熱中小学校の将来計画についてでありますけれども、熱中小学校事業につきましては地方創生の取組として、これまでの本村にはない成果を上げております。現在第6期を終えようとしているところでありますが、生徒の方は延べ857人、地域創造複合施設全体では昨年度は1万人を超える交流人口、関係人口を生み出しております。また、本事業の取組を通じて、スマート農業、プログラミング教育、起業支援をする創業塾などに派生する事業も多岐にわたるとともに、移住者の増加にも実際につながっているところでもあります。

ご質問の熱中小学校の将来計画につきましては、趣旨であるわくわくと刺激の受けられる大人の学び場として、また新たなコミュニティ形成の場としても、生徒の方々が楽しみを持ちながら学ぶとともに、起業や創業といったイノベーションですか、次の行動を起こすことのきっかけの場となるように継続してまいりたいというふうに考えております。また、農業関係のお話で出ましたが、昨年生徒の方が本村を知る機会として村内農家やJA各施設の見学を実施しております。ご質問にありました山形県高畠町によるまほろばの里農学校、50名の移住者がいたということなのですが、この取組に通じるものと捉えておりますし、この取組を本当に師としながら、学びながら引き続き生徒の方と村民が関わりを持つ場づくりに積極的に支援したいと考えております。

ご質問の4点目ですけれども、地域おこし協力隊の活動状況につきましては、都会から移住して活動する協力隊員と地元農業者との接点が少ないのではないかとということでご質問でありました。地域おこし協力隊につきましては、現在産業課に3名、企画政策課に2名、教育委員会に1名、計6名の隊員が活動しております。各隊員の担う業務により、接点やつながりのある年代層、職業等も異なるところでありまして、全ての隊員が村内農業者や農業関係者と日常的に接する場面は少ないかもしれません。しかしながら、一方で隊員の中には農業者を含めた異業種の方と日常的に交流し、親交を深めたり、隊員の知人が本村農家の従業員として本村に移住してきたというケースもあるところでもあります。

協力隊員の活動分野を徐々に広げているところでありますけれども、協力隊本来の目的は都市住民が地方で一定の期間各種の地域活動に従事しながら地域への定住、定着を図るように取り組むものであります。今後とも農業分野も含めて地域の様々な活動に関わりを持ち、地域になじむことにより任期満了後本村への定住につなげるとともに、長く活躍されるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、質問のご回答といたします。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 村道の質問をしても恐らくそれを全て100にすると莫大な金がかかると

というのは、これは誰が聞いても分かるのです。ただ、更別は大型農業になります。大型車が通りますと、作業機も大きくなりましたと。非常に傷むのです。それで、先ほど言った16番目が悪くて1番目はすごいとかといったら、そうではないのですけれども、計画を見て、恐らく今年も税金が6%、村税も6.6ですか、それから固定資産税、その辺もサービス、住民生活への還元というか、例えば牛乳トラックなんかはほとんど毎日ですから、秋だけジャガイモとかビートですけれども。そういう考えも1つ持ってほしいと思います。決して自分のところに道路を造ってどうのこうのでなくて、今これだけ出畑も出ていく、出作地もあるようになりましたら、ある程度やっぱり年次計画は立てているのでしょうけれども、もちろんお金かかることは非常に理解します。でも、お願いというわけではないですけれども、きちっと、その辺はこれから大規模農家だんだん多くなる、大型機械が多くなると、やはりある程度覚悟した整備を持っていかなければならないと思っております。

それから、会計年度職員さんについては、調べてみますとすごく長いことお仕事されている方やら、途中でリタイアされる、それはいろいろなのでしょうけれども、大事な職種はやはり正職員化を目指すのが筋かなと。そして、安定的にお仕事をしていただくと。どうしても調理室だとか牧場従業員とか道路の整備関連についてはしようがない、パートの面でもしようがないのですけれども、そこに更別で一生懸命サービスというか、やっただこうと思えば、そこをやっぱり目指してもらいたいなと思っております。

それから、熱中小学校は、決して考え方も含め、集まっている人に対して何も言うつもりはありませんけれども、それで先ほど途中でやめたのですけれども、村長も参加されたと思いますけれども、全国町村会の大会があったところで国は1兆円の目標を掲げましたと。それには農地の集積化、集約化、大規模経営の育成等、強い農業を目指した政策だと。それで、ここなのです。過度に農業の生産性を追求した政策は、条件によっては地域の働く場、コミュニティ形成を壊しますと、喪失させますと。それで、小さい農家は大事にしないとは言わないのですけれども、中山間地を初め地域の人口減少をさらに招き、集落の維持、発展を阻害することが強く懸念されます。それは、そちらが会議で発したやつを僕が拾っただけです。

そうでなくて、先ほど言いました関係人口の増を目指す。移住をされた定住人口でも観光に来た交流人口でもない地域の人々と多様に関わる人。それで、自治体が地域の支援強化で恐らく今年からやると思っています。総務省が関係人口創出拡大事業を開始しますと。そこに一番出てくるのが地域おこし協力隊なのです。その先兵になりなさい、そういうことではないのしょうけれども。単作化、機械化、規模拡大、コスト低減の繰り返して設備投資の増で、路線変更も引き返すこともできない。例えばメガとかギガとか、何十億円 of 投資をしますよね。それは、会社組織ですから、途中リタイアはできないのですよね、人替わってもどんどん、どんどんというのは分かると思うのですけれども、そこも大事なのですから、先ほど言いましたように、お年寄りももちろん、まちの人というか、来られる人も含めて、それが村長の言う恐らくごちゃまぜの関係になると熱中小学校を軸に

してそこが進んでいくのではないかなと、私そう思っております。どうぞ反論してください。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんおっしゃるところの部分、最初の道路の村道の部分ですけれども、45.7%ということですので、改良済み数は50.2%ということで、これについては取り組んでいるということで、道路舗装事業として新規改良あるいは局部改良、それと舗装強化策としてオーバーレイとかということで計画に従って取り組んでいるところであります。土木系の公共施設のインフラとして、平成29年更別村公共施設等管理計画を策定しまして、この部分で29年から40年間、ちょっと長いですが、その部分も含めて、これは前回ご回答申し上げたのですけれども、橋梁等も含めまして予算も計上してあります。ただ、この部分については公共施設等の現状及び将来の見通し、そして今後道路インフラがどのようなものが必要なものになってくるなということで、決して、毎回回答していますようにこれ以上の道路のインフラ整備を行わないということはありません。ぜひやらなければいけないということでありますので、その辺ご理解いただいて、優先順位あるいは状況を確認しながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

2番目の会計年度の職員で正職員化ということでお話ありました。会計年度職員のメリットというのは、同一労働同一賃金で待遇がよくなるということとか、業務内容や立場が明確化されて不公平感がなくなる。あるいは、退職手当や休暇についても規定をされています。ところが、一方でデメリットとして、1年ごとの契約社員なもので、契約更新というようなことで、その辺の不適切な空期間というものが存在するというのも確かであります。来年雇用されるか分からない不安定な身分、その代わり服務期日がしっかり適用されて、より一層一般正職員と変わらない、そういうような振る舞いというのはですか、宣誓も含めていろんな事業も求められています。

今回の働き方改革も含めてそうですけれども、任用職員を今の待遇を改善、先ほど申し上げましたとおり、休暇等も含めましてしっかりとまず働ける環境を整備していくこと、これは賃金も含めて、休暇等福利厚生も含めてそこをしっかりと確立していくということと、そして次に正職員化といいますか、その部分はちょっと慎重に対応しなければいけませんけれども、その部分をデメリットの部分とか、その部分を改善されるように努めていくということが必要になってくるのではないかなというふうに考えております。村としては規定をつくりました。その部分でしっかり勤めていただける方のそういうような待遇改善にこれからも努めていきたいというふうに思っています。

3番目の熱中、地域おこし隊、農業、ごちゃまぜということで、これ連携して交わっているということでもあります。熱中は、私はこの村にとってはなくてはならない事業であるというふうに感じておりますし、この中でいろんな企業、あるいは人との交流、交わりが生じています。交流人口と総務省あるいは内閣府が言っていたのは、近年は関係人口という言葉を用いるようになりました。実際に定住することは難しいと、実際に訪れることも

難しいと、しかしながら地方に行って、例えば自分の出身の町のこと、村のことに思いを寄せたり、村おこし、村の村づくり、まちづくりに何とかかかわって、金銭面も含めていろんな場面があるでしょうけれども、そういう関係人口を増やすということがこれからの人口減少に対応する一つの大きな方策であるというふうなことも国が今、力を入れています。そういった点では、松橋議員さんおっしゃいました熱中の事業と、また地域おこし隊の在り方、それとそこの中で農業との関連性、それとごちゃまぜといいますか、子どもからお年寄りまでというようなところも含めまして相互に関連性を持ちながら事業を、熱中だけではありませんけれども、事業展開していくことがご指摘のとおり大事ではないかというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 次に教育長に……

○議 長 松橋さん、次行政報告の3回目ですが、もうよろしいですか。

○4番松橋議員 よろしいです。今の説明で理解しました。

○議 長 それでは、これより教育行政執行方針についての一般質問を行いたいと思います。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 教育長に、中学生の国際交流事業、村長の公約もありまして、ある程度は理解はしていたのですが、これ冷静になって考えますと、昨日の予算審議でもちょっとお話をして、結論が出ているようになっていきますけれども、やはりもう一回再度確認をさせていただいて、大事なことですから僕たちもそれだけの責任を持って賛成をせねばいかぬですし、応援もしてあげないといかぬと思うので、それで質問、昨日も若干させてもらいましたが、新しい感覚を求めて海外研修を行うのであれば、その地域、海外の人々の地域、どんなまちでもそうでしょうけれども、その人たちとの相互交流が非常に大切だと思います。今回そのことが急でできなかったのかは別ですが、相手がいなかったのかは別でしょうけれども、そこが外れています。

それから、2点目、各1年生で10人、それで定員以上の応募があった場合面接をしますと、それは当然でしょうけれども、その面接選考の基準、任せてくれているのであれば別ですが、判断基準が見えていません。それで、今後は一番、僕が昨日も言いましたように、事業費の助成に差をつけました。3分の2、6分の5と。中学生の子どもたちに差をつけて行ってもらうのはいかなものかと思います。まだ高校生のバイトもしていない中学生ですから、同額、同率というか、が本質だと考えております。それと、あと2年辛抱しますと、今の子は九十何%ですか、高校進学がありまして、調べてみますとどこの高校も海外です。その距離の問題、お金の問題ありますから、台湾とか韓国、コリアンが多いので、しょうけれども、そこまで待てないと、子どものうちに国際感覚を身につけさせようという発想なのではしょうけれども、昨日も若干答えていただきましたけれども、その4点につ

いてお願いをいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 松橋議員の教育行政執行方針についてのご質問についてお答え申し上げます。

中学生を対象とした海外研修についてのご質問でございますけれども、まず1点目の地域、人々との相互交流についてですが、本事業については参加する生徒自身が広い世界での学習や体験などを通じて広い視野や国際感覚を身につけたり、自主性や積極性を養うことを目的としているものであります。相互交流を行うことで交流が深まり、よりよい成果が期待できるところではございますけれども、今回初めて取り組む事業でありまして、相互交流を行うための相手先やこちらで受入れ体制などの基盤が整っている状況ではございません。まずは海外での研修をメインに事業を進め、今後の状況に応じて相互交流の可能性を検討していければいいかなと考えております。

2点目の定員以上の応募があった場合の選考ですが、海外で英語を駆使しながら中学生としてある程度自立した行動が求められる研修であり、他町村の状況も参考にしながら、1年生5名、2年生5名で計10名を基本として考えていますけれども、応募状況によっては事業計画を見直し、補正予算も考慮しながら希望に沿った対応ができるように取り進めてまいりたいと考えております。

3点目の助成率の差についてですが、教育委員会で就学援助を行っております要保護、準要保護生徒につきましては、通常は事業費の3分の1の自己負担とするところを6分の1の自己負担と考えているところでございます。経済的な理由で事業の参加をためらうような状況は望ましくないため、自己負担の率に配慮し、平等に参加を検討できる環境としていきたいと考えております。

4点目の高校進学後に海外への修学旅行があるとのことですが、本事業につきましては中学生という早い段階での国際感覚を磨いてもらうものであり、高校の修学旅行とは事業内容も目的も違っております。また、特に集団行動となる修学旅行とは異なり、少人数でホームステイなども行うなどコミュニケーション面での研修も重視しておりまして、村独自のグローバル教育の一環として行われることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 目的は、地域の人と、ホームステイもそうなのでしょうけれども、地域の家庭へ入って、それでそれが間に合いませんでしたと、相手先も含めて。それは、大変な話になると思います。例えば中学生が姉妹都市やって、東松島とこれだけ年数かけてやっとでき上がっていますから、いきなり友好都市にならなさいよ、協力してくださいと、その辺は理解します。でも、そこまで急ぐ必要があったのかなと1つ疑問に思います。

それから、応募以上があれば、これきのうもちょっと論させていただきましたけれども、補正予算ありきだと。計画の段階で、ここで論をさせていただければ、最初から計画の中

に補正予算と、そういう発想がそこにあつてよろしいのかなと僕自身は思うのですけれども、例えば災害等起きたと、台風で道路が決壊した、川が壊れた。それは、専決処分もそうでしょうけれども、それであれば議会に諮っていただければ、2人どうしても選別できないから、2名一緒にやってくれと、補正予算ありきで提案されております。計画を立てる場合、そういう計画というのはやはりきちとした上で提案、これ1番目に続きますけれども、ホームステイは考えているけれども、相手の相互交流は考えていませんと、それと何か似たような基準だ。

それから、今中学生で3分の1と非課税世帯といいますか、は6分の1にしますと、行かせてあげたいからやる。その気持ちは分かりますよ、考え方の中で。だけれども、いつまでもいつまでも非課税世帯なわけないし、子どもが平等だとしたら、やはりそこは同率助成が当たり前だと自分は考えます。高校進学後、2年後のことは教育長が言われるとおりでしょう。そこいったらそこでまた考えればいいのでしょうし、それはそれで考えなさいと。中学校のときに海外研修で例えば1週間、10日ですか、まだ計画聞いていませんけれども、2日は取られますよ、行ったり来たり、どこの都市行こうと、飛行機に乗って行こうと。5日間で英語を覚えるとかって、英語でお話をするとはちょっとならぬと思うのですけれども、その点反論で申し訳ないのですけれども。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまの質問の中で、最初に相手との相互交流を考えることを先に考えてやるべきであって、そんなに急ぐ必要があるのかという、そういうお話だったのですけれども、管内の他町村、5町村がこういう海外研修、中学生取り組んでおりますけれども、そのうちの3町は友好姉妹都市の提携を結んでいてやっているということで、これはかなり長い歴史の中でそういうような取組をしてきていると。その取組を今回私どもは中学生を何とか海外に出して体験を積ませたいという中で、それを先にやるとなかなか前に進まない、時間がかかるというところがありますので、まずはこの本来の目的であります中学生を海外に行つて海外研修をさせたいというところから始めたいということで提案させていただいたところであります。

次に、補正予算ありきで、もっと計画的にやればいいのかというお話でございましたけれども、何せ初めての事業なものですから、その参加人数がなかなか読めない。そういうことを考えますと、取りあえず他町村の状況を見て、他町村がどこも大体10人前後で参加児童を募つてやっています。ただ、人口規模の大きい芽室町だけが前回14名ということで何か参加しているようですけれども、他町村の状況を見ながら、今回本村としては10名という枠で考えたところでもあります。ただ、これはあくまで他町村の状況を見てということで決めた数字なものですから、本村の状況が逆にそれ以上の応募があった場合には、多分その学年、学年によって参加人数は変わってくるとは思うのですけれども、そういう希望、向上心のある子どもたちの火を消さないように何とか参加させるためには、取りあえず補正予算をもって子どもたちの夢をかなえてあげたいという思いがあります。

次に、5日間で英語を覚えられるかというような、そういう話でありましたけれども、まずは行って、海外に行って海外を感じるということが僕はやっぱり一番かなと思っております。他町村で中学生がこの海外研修に参加した感想文を読みますと、非常に前向きな感想が得られております。特に私は、中学生が海外に行って、このままの自分では駄目だという自分に気がついた。それが私は一番なのかなというふうに思っております。当然今回のこの海外研修につきましてはメインでは行いますけれども、私は優秀な子が海外に行って、より優秀になるということではなくて、それほど優秀ではなくても海外に行って違う自分を見つけるようなところがあったら、それが一つの成果かなと思っておりますので、そういう意味でいくと希望する生徒さんが全員希望のお願いがかなうような形で海外で研修を積んでいただきたいなと思っております。

以上でございます。

（「助成額」の声あり）

○教 育 長 助成額の関係なのですが、3分の1の自己負担が一般の方と、あと要保護、準要保護の生徒につきましてはまたその半分、6分の1ということで考えております。私どもは、やっぱり子どもたちは平等に教育を受ける権利があるというふうに考えております。そういう意味でいきますと、教育上の不自由を感じない、そのような取組をしていかなければ、子どもたちの自由な教育を受けるところが生まれないのかなと思っておりますので、そういう不自由に感じる教育上の問題を取り除くために今回このような形で助成額の違いを設けたということでございます。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○議 長 お諮りいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎日程第9 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 最後ですから、教育長は今は貧富の差があるけれども、そういうことで手を挙げなかったら困るからと、そういう発想だと思うのです。その差をつけたのは。昨日も論させていただいたけれども、逆の発想になると思います。中学2年生、1年生でも結構分かっていて、何かの話に俺は20万で行ったのに、おまえは半分の10万かと、そうやって通りますか。おまえは、独り親家庭で誰が見てもひどいよと。そこは発想ちょっと違

うと僕は思います。失礼な話ですけれども。やはりそこは同じ20万なら20万、5割なら5割、一律が僕はいいと思います。それは、新聞配達しようが何しようが、それ目標で頑張ればまた違うでしょうし、そしてお金で差をつけるということは、ちょっと考え方違うと思いますけれども、そこだけはちょっと賛成できません。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 今回の事業で差をつけるということがこういう形になっておりますけれども、要保護、準要保護の生徒につきましては、例えば修学旅行ですとか、学用品ですとか、修学旅行ですとか、そういうところでも支援をさせていただいております。それは今回のこの事業に限らず、支援をさせているその延長上に今回の事業もあるということでご理解いただければなというふうに思っております。私は、そういうような貧富の差で平等な教育を受ける環境にない状況だけはつくりたくないというふうに思っております。そういう意味でいきますと、教育上の不自由が生じないようにこのような形で支援が必要な子どもに、家庭に支援が必要な子どもたちについては支援をしていきたいなというふうに思っております。

あと、子どもたち、昨日おっしゃっていましたが、子どもたちの気持ちの中にそういう禍根が残るのではないかというお話しされておりました。教育委員会としては、決してそういう子どもたちを特別扱いはしておりませんし、普通の子と同じように対応しております。ただ、それがそういうふうにする子がいるとすれば、それは多分家庭の中で保護者がそういう形で言ったのか何かしない限り、そういうふうなことは僕は子どもたちは感じず、きちんとふだんの部活ですとか少年団活動をやっているというふうに思っております。その子どもたちにあえてどうのこうのって言うとかえってまた逆効果になるものですから、仮にもしそういうことがあるようなことがあるとすれば、それは教育委員会からのメッセージではなくて、多分別なところからそういうメッセージが寄せられると思っておりますので、それはそれでまたきちんと対応して、そういうような肩身の思いをすることがないような対応は図っていききたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○4番松橋議員 ありがとうございます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第10 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第10、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は更別村の生涯学習における子どもと地域の関わりについて、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申入れがあります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和2年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 5時01分閉会)